

6月22日

○議長（湯之原一郎君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時00分開議）

○議長（湯之原一郎君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（湯之原一郎君） 日程第1、一般質問を続けます。

まず、4番、竹下日出志議員の発言を許します。

○4番（竹下日出志君） 登壇

皆さん、おはようございます。生活者のための政治を推進します公明党の竹下日出志でございます。先月、5月29日午前9時59分に、鹿児島県口永良部島の新岳で爆発的噴火が発生し、公明党では、口永良部島噴火対策本部が設置されました。現場主義に徹するスピード感ある公明党の対応を紹介いたします。

噴火直後の5月29日午後、党県議団3人は、口永良部島民が避難する屋久島へ急行し、翌30日午前には、党対策本部の江田康幸衆議院議員、秋野公造参議院議員も駆けつけました。避難所を相次いで訪れ、膝詰めの対話で被災者を見舞い、精力的に課題や現状を探る江田議員、血行をよくしてくださいねと高齢者の足をマッサージしながら、お薬は足りてますかと優しく語りかけ、医師でもある秋野議員の姿がありました。

長期化が予想される避難生活への不安、仕事や住まいを失うことへの危機感、二度と島へ帰れないのではとの失望感、今も島民の皆さんは眠れぬ夜を過ごしています。現場に行っこそ本当のニーズがわかります。

視察を終えた江田議員は、避難生活の長期化を視野に入れた具体的な支援策を、県や町と連携しながら進めていきたいと語り、政府へ緊急要望書を提出しました。島民の皆さんが必要とする支援策が確実に展開され、当たり前前の日常生活を取り戻すその日まで、公明党は現場第一主義をモットーに、徹底して被災者の皆さんに寄り添いながら支援に取り組んでまいります。

私は、さきに通告しました3項目について質問します。

はじめに、空き家対策についてであります。

高齢化や人口減少を背景に、全国で空き家がふえ続け、問題になっています。空き家は、景観上の問題だけでなく、敷地へのごみの不法投棄や不審者の侵入、放火の要因になるほか、災害時に倒壊して避難や消防の妨げになるおそれがあります。こうした危険性をはらむ空き家については、速やかに対処する必要がありますが、あくまでも管理責任は所有者に委ねられるため、対策が思うように進んでいないのが現状であります。総務省の調査によりますと、全国の空き家は毎年のようにふえ続け、総住宅の13.5%にあたります820万戸に上っています。

そこで、防災や衛生面などで地域に深刻な影響を及ぼす空き家問題の解消に向け、空き家対策特別措置法が5月26日全面施行されました。特措法は、市町村が固定資産税の納税情報を活用し、所有者を把握しやすくしたほか、倒壊の危険などがある特定空き家への立入調査や、所有者に対して撤去、修繕を促す指導、勧告、命令ができるようになりました。

要旨1点目、現在、400を超える自治体が空き家の解体や適正管理を進める条例を制定していますが、本市でも条例を制定する考えはないか伺います。

要旨2点目、空き家の所有者の中には、遠隔地に住んでいるなど、さまざまな事情で空き家の維持・管理や処分、利活用の方法に悩む人もいます。空き家を減らすには、こうした人たちの相談や周辺住民の苦情に応じる体制を整備することも必要であります。本市では相談体制をどのように考えているか伺います。

次に、悪質電話被害の防止対策について質問します。

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺などの被害は年々増加しています。特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして、対面することなく欺き、指定した預金口座への振り込みやその他の方法により、特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称です。その代表的なものが振り込め詐欺と言われており、オレオレ詐欺や架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺であります。

平成25年特殊詐欺の状況については、認知件数が1万1,998件、被害総額が約489億円と、いずれも前年に比べ大きく増加しています。認知件数とは、警察において把握している被害の件数であり、誰にも相談せず、どこにも届け出をしていないような被害者も含めると、実際はこの数字をはるかに上回るとされております。

高齢者の消費生活相談件数も年々増加しています。平成25年度には、消費生活センターなどに寄せられた65歳以上の高齢者に関する消費生活相談は約26万7,000件と前年度の約21万4,000件を5万件以上上回っています。全体の相談件数が減少傾向にある中、高齢者の相談件数は、平成20年度から5年間で62.8%もふえており、特に平成25年度は、平成24年度に比べて大幅にふえています。人口に占める高齢者の数もふえていますが、高齢者の相談件数は高齢者人口の伸び率以上に増加しています。近年の悪質事業者は高齢者をターゲットにしています。

そこで、急増する詐欺電話から高齢者を守る「悪質電話被害防止事業」が、全国各地で行われています。

東京都では、依然として深刻化する振り込め詐欺など特殊詐欺被害の現状を踏まえ、警告メッセージと録音機能により被害を未然に防ぐことができる「自動通話録音機」の無償貸し出しを開始しています。

自動通話録音機の特長は、電話機の呼び出し音が鳴る前に、「この電話は、振り込め詐欺などの犯罪防止のため、会話内容が自動録音されます。これから呼び出しますので、このままでお待ちください」との警告メッセージを流した上で、通話内容を録音します。犯人に通話を断念させ、被害を未然に防止する効果が期待できます。

本市でも、詐欺電話から高齢者を守るため、自動通話録音機の無償貸し出しを実施する考えはないか伺います。

次に、住民のニーズに合った新しい交通手段予約型乗り合いタクシーの導入について質問します。

全国では、人口減少や少子高齢化に伴い、地域の生活交通の維持が困難となる中で、地域の足を確保する手段として、コミュニティバス、交通空白地域、不便地域の解消を図るために市町村等が自主的に計画し、運行するバスや、デマンド交通、利用者の要望に応じて、機動的にルートを迂回したり、利用希望のある地点まで送迎するバスや乗り合いタクシー等の導入が進んでいます。

国土交通省によりますと、高齢化の意識調査では、高齢者が今住んでいる地域の不便な点として上げている項目では、移動に関する問題が上位にあります。1番目に、日常の買い物に不便、2番目に、

病院や医院への通院に不便、3番目に、交通機関が高齢者には使いにくく、また、整備されていないとの調査結果があります。

私は、昨年、平成26年第2回定例会で、デマンド型乗り合いタクシー導入を提案しました。市長は、このデマンド型交通の導入については、道路運送法に規定されている地域公共交通会議等において、交通事業者をはじめ、地域の住民や関係機関との合意形成をし、協議が整っていなければなりません。市としましては、今後も高齢化が進み、住民のニーズが多様化していくものと予想されますので、地域の特性や市の財政状況等を考慮し、市民の皆様にとって利便性の高い公共交通網を検討しますとの答弁でありました。

現在、市内には、循環バス等の通っていない地域もあります。また、幹線道路バスはありますが、バス停まで遠い上に、便数も少ない状況であります。

そこで、要旨1点目、予約型乗り合いタクシーとは、予約があったときに予約があった区間だけを運行し、複数の利用者が乗り合いで利用するタクシーであります。利用者の玄関から目的地の玄関まで送迎します。

福岡県八女市では、自動車を運転しない高齢者等の交通弱者に対し、買い物、通院、公共施設、金融機関などの目的地へ予約型乗り合いタクシーを運行しています。本市でも、交通弱者対策として予約型乗り合いタクシーを導入する考えはないか伺います。

次に、これは、高齢者の自動車運転の問題にかかわってきます。高齢者の免許証返納件数は増加していますが、運転免許証返納後の代がえ交通手段に関する懸念から、返納をしていない場合もあると考えられます。

一方で、高齢者は、それ以外の年代と比べ、運転操作が不適切なために事故を起こすことが多く、高齢者による死亡事故の割合も、この10年間増加傾向にあります。

このように、高齢者の交通事故防止の観点でも、地域公共交通の衰退は、あわせて対応を考えなければならない課題と言えます。

要旨2点目、福岡県朝倉市では、運転に不安のある高齢者の方が運転免許証を返納しやすい支援事業を実施し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用促進を実施しています。本市でも、運転免許証を自主返納される高齢者の支援策として、予約型乗り合いタクシーを実施する考えはないか伺います。

次に、どこでも誰でも自由に使いやすくという考え方を踏まえ、多様化するニーズに的確に対応した運送サービスの提供が求められています。ママサポートタクシーは、妊娠中の方、子育て中、子どもが3歳未満の女性の方が対象です。サービスの特徴は、登録無料で24時間365日対応、悪天候、繁忙時も優先配車します。助産師による研修を受けたドライバーが思いやりの心で対応します。陣痛時はバスタオル、防水シートをタクシー会社が準備してお迎えます。ご利用料金は、通常のタクシー料金となっています。

要旨3点目、本市にも営業所があります民間のタクシー会社では、妊婦さんの陣痛が始まり、ご家族が不在で不安なときやお子さんの急な発熱時など、お母さんの悩みを解消するため、妊娠中や子育て中のお母さんを応援するママサポートタクシーを実施しています。本市でも、子育て支援対策として、ママサポートタクシーを支援する考えはないか伺います。

○市長（笹山義弘君）

登

壇

竹下議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の空き家対策についての1 点目のご質問にお答えいたします。

さきの森議員のご質問にお答えしましたとおり、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が昨年11月27日に公布され、本年5月26日から完全施行されました。

同法が施行されたことにより、市町村は、条例を制定しなくても、適正に管理されていない空き家等の所有者に対し、除却などの指導や勧告、命令を行うことができるようになり、さらに、命令に従わない場合は、代執行の措置を講じることができるようになりました。

独自に条例を制定している市町村は、この特別措置法が施行される以前に制定しており、本市が今後条例を制定する場合は、特別措置法を補完する内容でなければならないと考えております。

例えば、除却費用の一部助成や、除却後の跡地に関する管理、利用方法など、条例に盛り込むべき内容や、条例制定の必要性を含めて検討してまいります。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

現在、危険な空き家等についての苦情や相談は、男女共同参画課において、また衛生上、有害になるおそれのある空き家等については、生活環境課において、それぞれ所有者などに対し、指導や助言等を行っております。

さらに、空き家の利活用に関する相談や支援については、地域政策課が行っており、それぞれの空き家の状況により、業務を分担して対応させております。

特別措置法が施行されたことにより、空き家対策を効果的かつ効率的に実施するためには、空き家等の調査・確認、特定空家等に対する立入調査または措置などに、不断に取り組むための体制を整備することが重要であることから、空き家等対策に係る部署の連携体制を今まで以上に強化し、空き家等の所有者などからの相談にも的確に対応してまいります。

次に、2 問目の悪質電話被害の防止対策についてのご質問にお答えいたします。

高齢者をターゲットにした振り込め詐欺や、うそ電話詐欺などの手口は巧妙で、その内容も多様化しております。

本市におきましても、金額の多少にかかわらず、振り込め詐欺など、特殊詐欺と呼ばれる被害は、後を絶たず、たとえ防止策を講じて、新たな悪質な手口による被害が発生している状況があります。

このような被害を未然に防止するためには、詐欺などの手口や対処方法を認識し、疑わしい電話がかかってきた場合は、必ず行政や警察に相談、通報するなど、意識の醸成を図ることが最も重要であります。

市におきましては、消費生活センターの相談員が、地域のいきいきサロンや、老人クラブなどに出向き、消費者トラブルの解説、注意喚起をわかりやすく行いながら、対処方法などを身につけていただく「消費生活出前講座」で啓発を行い、被害の未然防止に努めております。

さらに、市のホームページや広報紙を通じて、市民の方々が消費者問題の知識・理解を深めていただけるよう、多くの情報提供を行い、消費者被害を未然防止できるよう努めております。

したがって、現在のところ「自動通話録音機」の無償貸し出しの予定はありませんが、東京都など、既に導入している先行自治体の事例や効果など、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、3 問目の住民のニーズに合った新しい交通手段予約型乗り合いタクシーの導入についての1 点目のご質問にお答えいたします。

自家用車への依存などによる、地域公共交通の位置づけの相対的な低下や、ライフスタイルの変化

に伴う市民ニーズの変化などを背景に、公共交通機関による輸送人員の減少に歯どめがかからず、特に中山間地域においては、少子高齢化や過疎化も相まって、利用者の減少が続き、全国的にも減便や路線廃止等が加速しております。

本市におきましては、いわさきバスネットワークや、南国交通による自主運行バスに加え、加治木地区・蒲生地区での巡回バス運行、蒲生大山地区への乗り合いタクシー、上名地区への乗り合いバス、北山地区へのふるさとバス、三庁舎間巡回バスなど委託や補助事業を実施し、中山間地域や高齢者の方々の交通手段の確保を行っております。

しかしながら、利用者の増加や公共交通機関空白地帯の解消には至っていないのが現状であります。

市といたしましては、来年春のイオンタウン開業で予想される市民の流れの変化や、市外からの買い物客の動向、県外からより多くの観光客を誘致するための鹿児島空港からの利便性の向上など、総合的かつ効率的な公共交通のネットワークの構築を進めるため、「地域公共交通網形成計画」を策定する必要があると考えております。

その計画において、中山間地域における公共交通の再編や高齢者、障がい者など、いわゆる交通弱者への支援策、さらに、議員ご指摘の予約型乗り合いタクシー導入も含めて検討してまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

始良警察署におきましては、運転免許証を自主返納された高齢者に対して、運転免許証自主返納カードを発行しており、本市や霧島市、湧水町に営業所のあるタクシーを利用する際、このカードを提示することにより、料金が1割引きになる優遇措置があります。

また、運転免許自主返納メリット制度の協賛団体に加入している市内の温泉施設では、利用料金が1割引きとなる制度もあります。

市が行う支援策については、運転免許保持者だけへの優遇策とならないよう、その内容を十分に検討する必要があり、地域公共交通網形成計画を策定する際に、運転免許返納者への支援策も検討してまいります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

ママサポートタクシーとは、事前にタクシー会社にかかりつけの病院を登録して、陣痛時や出産前後の病院での検診などの移動を、スムーズに行えるサービスで、各タクシー会社で取り組まれております。

サービス利用者からは、「陣痛時は、断られることが多いと聞いていたのに、緊急でも受け入れてもらい助かった」、「事前に登録していたので、必要最低限の会話で済んだ」、「真夜中なのに、すぐ配車してもらい安心できた」などの声が寄せられているようであります。

この事業については、サービス提供事業者や、市のホームページで広報しておりますが、今後、子育て便利帳に掲載するなどの情報提供に努め、妊娠中・子育て中の方々のサービス利用が広がるよう支援してまいります。

以上で、答弁を終わります。

#### ○4番（竹下日出志君） 空き家対策について、再質問いたします。

空き家対策については、先日、同僚の森議員からの質問で、平成24年度に市内全域で、1戸建てを対象とした空き家調査を実施した結果、1,778戸の空き家を確認し、うち327戸が崩壊状態であり、使えない住宅として判定したことがありますとの答弁でありました。

私も、平成24年度の始良市空き家対策調査報告書をもとに再質問いたします。

空き家条例の制定につきましては、条例に盛り込む内容や条例制定の必要性を含めて検討するとの答弁でありました。平成24年4月現在、鹿児島県内では9市町で空き家条例を制定しています。

鹿児島市では、平成26年4月1日施行、鹿児島市空き家等の適正管理に関する条例を制定しています。条例の目的は、空き家等は所有者による管理が原則ですが、適正に管理されず、放置され、防災、防犯、衛生面などで、周辺に悪影響を及ぼしている物件がふえていることから、市民の安全や良好な生活環境の確保を図る目的で条例を制定しています。

条例は、3つの柱になっておりまして、1つが、所有者の責任、所有者が適切に管理しなければならないことを明確にしています。2つが、市による指導等、適正に管理されていない場合は、指導、勧告や氏名の公表などを行います。3つ目が、具体的な措置、市による応急的な危険回避措置や支援が行われるようになりました。また、空き家等に対する市の対応や問い合わせ先等を掲載したパンフを作製して、条例の詳しい内容を市民の皆さんに案内しています。

今後、条例を制定するにあたり、鹿児島市など、先進地の事例を参考にされ、早期に条例が制定されることを要請しておきます。

空家対策措置法が5月26日、全面施行されました。全面施行により、市町村は、倒壊のおそれがある、衛生上著しく有害、景観を著しく損なう、生活環境を保てないのいずれかに該当する空き家を特定空家と認定し、立入検査や立入調査や、所有者に対して、撤去、修繕の指導、勧告、命令が可能になります。

先月行いました第5回議会と語る会でも、空き家の危険除去について意見、要望がありました。空き家が放置され、管理が行き届いていない。道路にぎりぎり建っている空き家は、軒先の瓦が落ちそうであり、その下を通行している者にとっては危険極まりない。そのような空き家は、所有者、また、管理者に注意喚起をお願いしたいとの意見がありました。

平成24年度の空き家対策調査でも327戸が崩壊状態であり、使えない住宅として判定しています。所有者へのアンケートでは、今後、空き家管理や活用で困ることについて、取り壊したいが、解体費の支出が困難との回答が48件、17.3%、家財道具の処理が39件、14%でありました。活用方法として、県や市から援助があれば取り壊したいと考える。家財道具を地域のため、公的に役立てていければ、寄贈してよいと考えるとありました。

相談体制では、今後、活用について、相談できる窓口があればよい。現地を見学し、家の状況を見ていただき、その上で相談に乗ってほしい。相続上の問題で、当面現状のままとせざるを得ない。機会があれば相談に乗ってほしいなどの要望もありました。

市長に伺います。空き家を減らすために、空き家対策についての相談窓口を設置することはいかがでしょうか。

**○市長（笹山義弘君）** 議員ご指摘のとおり、空き家対策というのは、大変地域の方々も悩ましい問題になっております。そういうことから、先ほど答弁いたしましたように、それぞれの所管する課もまちまちでございます。そういうことから、相談を一元化する相談窓口というのは必要ということに考えますので、今後、その方向で検討していきたいというふうに思います。

**○4番（竹下日出志君）** 次に、悪質電話被害の防止対策について再質問いたします。

本市でも、昨年11月、息子を名乗る者から、トラブルを起こして、裁判で弁護士によくしてもらい、費用が数万円かかり、すぐに振り込まなければいけないと言って、送金を依頼するうそ電話がありました。幸い、被害者が金融機関に相談して、うそ電話であることがわかり、被害を防止できました。うそ電話に危機意識を持ちましょう。電話番号が変わった。風邪をひいて声が変わった等は要注意。不信な電話が来たら、家族や警察に相談、通報してください。始良警察署からの情報を、始良市防災地域情報メール発信がありました。

先日は、日本年金機構職員の端末がサイバー攻撃を受け、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所といった個人情報、約125万件の外部流出が6月1日に発覚しました。15日には、発覚して初の年金支給日を迎えました。年金機構は、不審な電話などに注意するよう呼びかけています。国民年金や厚生年金などの定例支給日は、原則、偶数月の15日です。この日は4月、5月分が受給者の指定口座に振り込まれました。年金機構によりますと、対象者は約4,000万人に上ります。6月1日の問題発覚後、年金機構を名乗る不審な電話が相次いでおり、12日には、今回の問題に便乗する手口で、神奈川県内の女性がキャッシュカードをだまし取られ、預金約300万円を引き出される被害が発生しました。

年金機構は、不審な電話を受けたり、予定された支給額が確認できなかつたりした場合は、専用電話窓口や各地の年金事務所に連絡するよう呼びかけています。

また、広報あいら5月1日号では、防犯ナビとして、とまらないうそ電話詐欺の被害を防ごうと、鹿児島県警が全国の詐欺グループから押収した名簿に掲載されていた県民約5,000人に注意喚起のはがきを送りました。名簿には、住所や氏名、年齢など、個人情報が記載され、市民の皆さんの情報も漏れている可能性があります。電話などで個人情報を絶対に教えてはいけません。もうけ話に要注意とはがきに掲載されておりました。

現在、始良市防災地域情報メール発信をされていますが、本市でうそ電話詐欺発生件数、被害件数、事件の内容を把握されておられるか伺います。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

被害の状況全ては把握はしておりませんが、平成26年度中に地域防災メールでの情報発信は、行方不明者等を含む24件発信しております。

以上でございます。

○4番（竹下日出志君） それでは、始良市第6期介護保険事業計画高齢者保健福祉計画では、防犯対策として、高齢者を犯罪から守り、安心した日常生活が送れるように、犯罪の未然防止対策の推進を図ります。高齢者訪問活動の積極的な展開及び情報提供や意見交換などを通して、関係機関の連携強化を図ります。消費者保護については、消費生活センターや県、警察と連携を図り、振り込め詐欺、架空請求、悪質な訪問販売、催眠商法、送りつけ商法等の実態を高齢者に周知するとともに、危機感の希薄や行政機関等の活用不慣れ等の対策を講じることによって、被害の未然防止及び被害の拡大防止を図ります。消費生活センターからの各種情報を得ながら、地域包括支援センターを中心とした、見守りの体制の中で、犯罪情勢に沿った防犯講話や広報活動を積極的に展開してまいりますとあります。

東京や首都圏の自治体と警察が連携し、今年度から深刻化する振り込め詐欺、特殊詐欺を未然に防ぐことができる自動通話録音機は、詐欺電話抑止効果が期待されております。設置される装置は2種類あります。1つは、電話をかけてきた相手に、通話内容は、振り込め詐欺などの犯罪防止のため、

自動録音されますなどの警告メッセージを流した上で通話内容を録音します。ただし、あらかじめ登録していた電話番号には、着信時に音声流れないように設定されております。もう一つは、過去に詐欺事件で使われた番号など、不審な番号からの着信を自動的に判別し、危険を知らせるランプが点灯するなどの機能があります。無償貸し出しの対象は、ひとり暮らしの高齢者、もしくは高齢者世帯、日中の在宅が高齢者のみの世帯に対し、通話録音装置を貸与します。

市長に伺います。本市でも、詐欺電話から高齢者を守るため、始良警察署と連携して、自動通話録音機の無償貸し出しを推進することはいかがでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えいたします。

答弁にもありますように、東京都が中心になりまして、今、貸し出し制度を今月、あるいは7月から実施をするということでございまして、まだ、実績、それから効果と、なかなか把握できないところではございます。

振り込め詐欺の手口というのは、非常に悪質化しておりまして、1つの手段をやりますと、また次の悪質な手口を考えるというイタチごっこ、追いかけてこになっているわけですが、その設置につきましては、今後、その経過を見ながら、始良市としましては、まずは高齢者の詐欺にひっかからないという基本的な広報啓発、始良地区の防犯協会もございまして、警察、それから商工会、いろんな団体で組織された団体でございまして、安全ニュースを出しながら、広報に努めていきたいというふうに考えます。設置については、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（竹下日出志君） 次に、住民のニーズに合った新しい交通手段の予約型乗り合いタクシーの導入について再質問いたします。

3点目のママサポートタクシーについては、今後、広報あいらやホームページ等での広報や、子育て便利帳、子育て支援のイベントや健診等でもPRしていただくよう要請しておきます。

予約型乗り合いタクシー導入についての福岡県八女市の導入についての再質問を行います。

市民の皆さん、特に高齢者の方が、今住んでいる地域で不便に感じている点は、1点目に、日常買い物に不便。2点目に、病院や医院等、医療機関への通院に不便。また、温泉に行きたいが不便。3点目に、交通機関が高齢者には使いにくい。駅にエレベーター等が整備されていないなどの高齢者の生活の足をめぐる厳しい状況があります。予約型乗り合いタクシーの先進地であります八女市は、平成18年に1町、平成22年に2町2村を編入合併し、人口約6万9,000人、面積が428km<sup>2</sup>で、福岡県で2番目の面積になっております。広大な山間地域を抱え、全国平均を大きく上回る高齢化が進む中、次期公共交通の維持管理を図るため、合併前の市町村が実施していたコミュニティバスと福祉バス、予約バス、患者輸送車を抜本的に見直し、広域移動を可能にする幹線道路バス系、バス2系統と、それに接続する乗り合いタクシーの連携による路線の再編、効率化を通じて、公共交通空白地域の解消に取り組んでいます。

乗り合いタクシーは、八女市地域公共交通協議会が地元タクシー会社に運行を委託する形で、平成22年12月から市内全域で運行されています。

乗り合いタクシーは、30分前までに予約が可能で、予約のあるときだけ運行します。旧市町村をベースに、11エリアがあり、10人乗りのワゴン車12台で運行しております。運行日は平日のみで、土日、



年末年始は運休です。1日の運行便数は8便で、午前8時、9時、10時、11時、午後1時、2時、3時、最終は4時となっております。

利用には事前登録が必要です。登録者は、平成25年3月末現在で1万1,570人、人口の約16.9%が登録しています。利用の際は、必ず予約センターに電話予約します。予約受付は、予約センターで午前7時30分から16時30分まで。利用日の2日前から予約できます。午前8時の出発便は、前日までに予約します。

平成24年度の利用者数は、年間6万4,322人、1日平均262人、利用者層は、年齢70歳以上が全体の87%、女性が84%、男性が16%になっています。利用料金は、同一エリア内であれば、1回の乗車につき300円。乗降場所は、医療福祉施設が52.4%、商業施設22.6%、公共施設8.8%で、病院や買い物に利用されています。

市町村合併前の各市町村の交通対策予算と同等の額で高水準の交通施策を実現し、飛躍的な効果を上げています。

平成24年7月の九州北部豪雨の災害後も、乗り合いタクシー、ふるさとタクシーは休まず運行しました。

利用者の声として、大災害で途中の道路が寸断された中、迂回しての送迎に感謝しています。この方はひとり暮らしで、黒木町の中心部の病院や買い物によく利用しています。娘たちも遠くに嫁ぎ、用事を頻繁に頼めないで、ふるさとタクシーは私の生活の支えになっています。今回の大災害で、途中、国道が通れず、困っていたときもう回路を2時間かけて送迎していただきました。この山奥では、ふるさとタクシーがなかったら生活できないため、本当に感謝していますとの声があります。

平成23年8月の住民アンケートでは、利用者の80%が暮らしが便利になったと回答があったほか、38%の利用者が、外出機会がふえたと回答するなど、乗り合いタクシーの導入が住民の満足度を高める効果を示しています。

そして、平成25年9月には、6市町村の合併を機に、交通体系の再編を図り、路線バスと予約型乗り合いタクシーの連携により、交通空白地域を解消するとともに、導入前と同程度の経費、予算で、市民生活の質の向上を実現するなど、地域公共交通の確保に積極に取り組んだとして、八女市地域公共交通協議会は、平成25年度地域公共交通優良団体大臣表彰を国土交通大臣から表彰されておりました。

市長は、予約型乗り合いタクシーについては、必要性は認識しておられると思います。導入については、道路運送法に規定されている始良市地域交通会議において、交通事業者をはじめ、地域住民や関係機関との合意形成を協議が整わなければならないと言われております。今後、高齢化も進み、地域の特性や、市の財政状況を考慮し、市民の皆様にとって利便性の高い公共交通網を構築するために、予約型乗り合いタクシーの先進地、八女市地域公共交通協議会を研修視察、考えはないか伺います。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

始良市の地域交通につきましては、今、循環バスを中心に確保しているわけなんですけれども、いろいろな利用者の方の声があります。ルートの問題、バス停の問題、便数の問題などさまざまですが、以前、職員がバスに乗り込みまして、直接お話を聞いて、改善を図った点もあるんですけれども、いろいろなニーズはありますので、最も大切なことは、その地域に合った、また、そういった利用者の声を聞き取って実施することが大切であろうと思います。

県内にも、デマンド交通を、バスで13市町、タクシーで10市町ですか。実際、行われておりますけれども、その中でも、やはりメリット、デメリット、いろいろあるようでございますので、そういった利用者の利便性や利用頻度、そういったものを十分にお聞きしながら、先ほど、答弁にもございましたように、交通会議におきまして、そういった地域に合った、そういった交通体系を加味できるように努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○4番（竹下日出志君） 福岡県の朝倉市では、高齢者で免許証を自主返納された方に対し、公共交通を一層ご利用していただくために、コミュニティバス路線、バス等1万円分の回数券か乗車カードの交付を始めています。これは、年々増加傾向にある高齢者が関係する交通事故を少しでも避けていただくための目的でもあります。

あわせて、住民基本台帳カードの交付手数料が免除されますので、身分証明にもご利用できます。お近くを運行しているコミュニティバスや路線バスの利用による安全で安心な外出を応援しています。

香川県の坂出市では、タクシー利用券1万円分、500円券20枚と住民基本台帳カードを無料交付しております。マイカーに頼らず暮らせるよう、各自治体、地域の実情に応じて、生活の足を確保する取り組みが実施されております。

75歳以上の高齢者に対する運転免許証を見直す、認知機能検査の強化を柱とします改正道路交通法が6月11日の衆議院本会議で成立しました。公布から2年以内に施行されます。近年、認知症の増加により、高齢者の自動車事故は増加しているようであり、判断力や記憶力の低下による事故を減らすのが狙いです。検査で認知症のおそれがある1分類と判定された全ての人に医師の診断書提出を義務づけました。認知症が発症していると免許の停止が取り消しになります。

厚生労働省によりますと、2012年に認知症高齢者は462万人おり、2025年にはさらにふえ、65歳以上の約5人に1人に上ると推定されております。警察庁によりますと、昨年1分類に判定された人は約5万3,000人で、1,236人が診断を受けました。うち、認知症と診断され、免許取り消しとなったのは348人で、経過観察とされ、停止となったのは8人でした。新制度では、1分類の全員が診断を受けるため、免許取り消し急増のおそれがあります。

現行制度では、75歳以上に3年ごとの免許更新時に認知機能検査を実施しています。1分類のほか、認知機能低下のおそれがある2分類、問題がない3分類に判定しています。1分類でも、過去1年に信号無視などの違反がなければ、医師の診断なしで免許を更新できました。2分類、3分類では、違反しても次の更新時まで検査を受けなくて済みました。

新制度では、1分類だと、速やかな医師の診断書の提出が必要になります。2分類、3分類でも、逆走などの違反をすれば、臨時の認知機能検査を義務づけし、認知機能の低下が認められますと、臨時講習を受けます。1分類なら医師の診断書の提出が求められます。

警察庁によりますと、交通事故による死者は、昨年まで14年間連続で減りましたが、75歳以上が起こした死亡事故は、平成26年471件、38%の運転者が免許更新時の検査で1分類か2分類と判定されておりました。道路交通法が改正され、75歳以上のドライバーの認知機能検査が強化されます。認知症患者の早期発見による事故抑止が目的ですが、地方では生活に車が欠かせない事情があり、運転免許証を取り上げられたら暮らせないと悲痛な声が上がっています。マイカーに頼らず、暮らせるよう、地域ぐるみで取り組みを進める自治体もあります。これから各地の実情に応じて、生活の足を

どう確保するかが問われています。

市長は、改正道路交通法により、本市の認知症高齢者対策として、マイカーに頼らず暮らせるようなまちづくり、生活の足を確保するためにどのように考えておられるか伺います。

○市長（笹山義弘君） 地域で支えるということからしますと、今、立ち上げていただいております地域コミュニティ協議会、この中にそれらの事業をサポートするごみ出しとか買い物とか、そのような機能も補完していただけないだろうかということも希望するところですが、先ほど来ございましたように、どのように高齢者の方々の買い物、病院等の交通手段を確保するかということについては、あわせていろいろ検討していかなければならないというふうに思いますので、調査などを含めて、今後、対応していきたいというふうに思います。

○4番（竹下日出志君） 平成26年度始良市民満足度調査報告書では、公共交通につきまして、公共交通についてのアンケート調査では、あなたは、かねてから市内を走るバスを利用していますかについて、利用していないが83.0ポイントと最も多く、次いで、利用している、年に数回が9.2ポイントの順になっております。

市内を運行しているバスの乗車率を向上させるために、どのようなことを改善する必要があると思いますかでは、バスの乗車率を向上させるために、時刻表の配布が19.5ポイントと最も多く、便数の増加が16.2ポイントの順になっています。

今後、始良市が取り組むべき最も重要な項目は何だと思えますかにつきましては、高齢者、障がい者に優しいまちづくりが49.1ポイントと最も高く、次いで、中心市街地の活性化などと防災防犯体制の整備がともに26.7ポイントの順になっています。

また、始良市第6期介護保険事業計画高齢者保健福祉計画では、高齢者が安心して暮らせる環境整備として、高齢者の移動交通手段の確保があります。今後の方向性として、市内循環バス、蒲生地区の温泉バスは、地域に密着した交通機関として定着していますが、過疎路線やマイカーの普及の影響を受けて、今後、利用者増をいかに実現していくかが課題であります。乗り合いバス等との調整を行うとともに、路線の保持、存続を図るため、地域住民の協力を得ながら、適切な運営を図ります。運転免許証の返納者や交通弱者に対する交通手段の確保についても、福祉有償サービスなどの交通手段の環境整備に努めますとあります。

そこで、福祉有償サービスはどのような移動交通手段の確保を考えているか伺います。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

今、ご質問ありました福祉有償バスにつきましては、介護が必要な方、または身体障がい者等の障害手帳も持っておられる方を対象とした安い、普通のタクシーよりも安い金額で、そういうケアが必要な方を運送するというサービスでございます。

以上でございます。

○4番（竹下日出志君） 最後に市長に伺います。

来年はイオンタウンが開業することで、市内でも交通渋滞が予想されます。また、自動車を運転しない高齢者等の交通弱者の方に対して、買い物、病院への通院、温泉への利用、公共施設への利用等、

生活の足を確保するため、道路交通法が改正され、75歳以上の免許制度見直しにより、認知症の人と家族の生活を支える生活の足の確保をするため、予約型乗り合いタクシーを早期に実現する考えはないか伺います。

○市長（笹山義弘君） 今、ご指摘のとおり、高齢者の方々にとっては、交通手段を確保する有効な手立てだというふうには思いますが、いろいろの今、公共交通を運行しておりますが、そこに転換するにしても、急にはできないというふうに思っていますので、いろいろ総合的に判断しながら、その導入に向けては検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（湯之原一郎君） これで、竹下日出志議員の一般質問を終わります。

次に、13番、渡邊理慧議員の発言を許します。

○13番（渡邊理慧君） 登壇

皆さん、おはようございます。私は、日本共産党市議団の1人として一般質問を行います。

今、集団的自衛権の行使を盛り込んだ安全保障関連保安について、違憲の声が上がっております。政府は、後方支援について、武力行使と一体化しない後方支援は憲法違反でないと言っております。しかし、後方支援は、国際的には兵団活動で、武力行使と一体不可分であり、軍事攻撃の格好の目標とみなされるものです。自衛隊員の戦死リスクが格段に増大し、自衛隊が戦争に巻き込まれるといった危険が及ぼされます。知り合いも入っている自衛隊が、日本人として誰かを殺めてしまうかもしれないなんて嫌という声が若い人からも上がっております。二度と戦争は繰り返してはなりません。私たちが目指す平和とは何か、命を守るとはどういうことか、国民の命を守ると言っておりますが、自衛隊の命を本当に守ることができるでしょうか。

では、質問に入ります。

質問事項1、空き家対策について。

近年の急速な少子高齢化や経済情勢の悪化などにより、適正な維持管理ができず、長期間放置されている空き家の問題は、防災や防犯、景観など、近隣住民に悪影響を及ぼし、全国でも大きな問題となっております。

1、本市では昨年から空き家バンク制度や、空き家リフォーム事業補助金制度を実施しておりますが、充実した制度になっているでしょうか。

また、今後の空き家解消の見通しはどのように考えているのかお伺いいたします。

2、老朽化による倒壊や、ごみの放棄、放火のおそれがある空き家の対策を進める、「空家対策に関する特別措置法」が平成27年5月26日に全面施行されました。周辺住民や有権者らの客観的な意見を聞く協議会設置はどのように考えているでしょうか。

3、高知県梶原町では空き家を家主から10年契約で無償で借り受け、台所、トイレの改修や耐震補強などを行い、共益費込み月額1万8,500円で移住者らに貸し出すという取り組みを行っております。本市でもこのような取り組みを考えてはどうかお伺いいたします。

質問事項2、脇元の重富漁港付近に放置された猫の対策について。

重富漁港付近への猫の放置が後を絶たず、10匹以上に増えております。以前は海岸のほうに放置されていたようですが、現在は岩崎用地の雑草も生い茂り、民家付近に放置され、衛生上の問題など近

隣住民に迷惑がかかっております。

雑草除去の指示や、放置された猫の捕獲、広報紙などに捨て猫のないよう市民へ啓発をすべきと思いますがいかがでしょうか。

質問事項3、小中学校のクーラー設置について。

先日、口永良部島の大噴火があり、全島民が屋久島へ避難する事態となりました。桜島も今年は既に1,000回以上の噴火を繰り返しております。6月から10月ごろまでの鹿児島島の暑さと桜島の降灰により窓をあけることも困難になり、子どもたちの集中力低下につながります。小中学校は避難所にもなっていることから、災害対策も含めクーラー設置は急ぐべきだと思います。その後の経過はどうなっているのでしょうか。現在の3分の1補助でも設置する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

以下は、一般質問席から質問を行います。

## ○市長（笹山義弘君） 登壇

渡邊議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、3問目の小中学校のクーラー設置についてのご質問につきましては、教育委員会で答弁いたします。

1問目の空き家対策についての1点目のご質問にお答えいたします。

増加傾向にある空き家の有効活用策としましては、空き家バンク制度と、空き家リフォーム事業補助金制度を、昨年度から実施しております。

その利用状況については、空き家バンク制度は、これまで34件の登録申請があり、うち11件が成約しており、全て市外からの転入者となっております。

これは、同様の制度を実施している他の自治体と比較しましても、登録件数・成約件数ともに大変好調であり、本市の地理的利便性のよさと、宅建協会・全日本不動産協会の賃貸や売買に関する専門業者の仲介をいただいていることが、好調の要因の一つであると考えております。

また、空き家リフォーム事業補助金制度は、これまで9件の申請があり、助成を行っております。

いずれの事業も、空き家等対策の有効な施策になっているものと考えますが、全ての空き家の解消につなげることは難しく、今後、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく、除却等の措置を含めて、総合的な空き家等の対策を推進するための計画策定が必要であると考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法におきましては、「市町村は、空家等対策計画の作成、変更及び実施に関する協議を行うため、地域住民や議員並びに法務、不動産、建築、福祉及び文化等に関する学識経験者等で構成する協議会を設置することができる」と規定されております。

空き家であっても、個人の財産であることから、その取り扱いは慎重に行う必要があります。

特に、特定空家に関する措置等においては、財産そのものを除却することとなるため、学識経験者等の意見を聞きながら、対応する必要があることから、協議会の設置を検討しているところであります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

本市におきましても、旧蒲生町からの継続事業として平成25年度まで「空き家リフォーム転貸事業」を行っていた実績があります。

これは、空き家を借り上げ、市が必要な改修を行った後、移住者に貸し付けるものであります。しかしながら、借り上げた空き家は1戸しかなく、契約期間が13年でありましたが、契約7年目以降、入居者がいない期間が目立つようになり、契約11年目で、後の入居者が見込めなかったため、家主との契約を解除させていただいた経緯があります。

これらのことから、現時点では、この事業の再開は考えておりませんが、空き家の流通と有効活用の観点から、先進事例も参考にしながら、類似事業の調査研究を行ってまいります。

次に、2問目の重富漁港付近に放置された猫の対策についてのご質問にお答えいたします。

雑草除去については、土地の管理者が本来行うものでありますが、長期入院や県外在住者などで管理が行き届かず、近隣住民から苦情などがあった場合には、市環境美化条例に基づき、文書等で適切な管理をお願いしており、多くは改善されているところであります。

重富漁港付近一帯の雑草については、近隣住民からの苦情は現在のところ来ておりませんが、ご指摘の企業用地については、夏祭り前に除草作業を行っているという聞いております。

また、放置された猫については、狂犬病予防法でその取り扱いが規定されている犬とは異なり、法的規制がないため、市では捕獲ができないことから、市内各所で発生しております。

その対策として、餌やり、捨て猫などの問題も含め、広報紙や看板設置などを通して、協力をお願いしているところであります。

ご指摘の重富漁港付近の猫の問題については、餌やりを行う方に対し、職員による直接の説得等を図り、理解を求めているところであります。

飼い犬や飼い猫に対する責任ある飼い方、放置された犬や猫に対する接し方、空き地の管理については、広報紙等での啓発のほか文書でもお願いしているところであります。

**○教育長（小倉寛恒君）** 3問目の小中学校のクーラー設置についてのご質問にお答えいたします。

小中学校のクーラー設置については、平成26年第2回定例会の一般質問においてもお答えしたところですが、設置にあたっては、多額の経費を要することから、国の有利な補助事業を導入して取り組んでいきたいと考えております。

そのためには、多量降灰防除地域の指定を受けることを最優先に取り組む必要があると考えているところであります。

このため、先日開催された全国市長会に市長が出席された際に、あわせて国会議員等への要望の中に多量降灰防除地域の指定についても盛り込んだところであり、今後もあらゆる機会を捉えて要望してまいります。

以上で、答弁を終わります。

**○13番（渡邊理慧君）** それでは、質問に入っていきたいと思っております。

まず、空き家バンクについてですが、空き家バンクは県内で17の自治体で実施されているようです。始良市に住みたいという方がふえている中で、この空き家バンクを活用して家を探し、新築を建てるよりも安く家を買うことができる。アパートを借りずに一軒家に住むことができるということから、この空き家バンク制度はたくさんの人に活用してほしいと思うものでございます。

登録できる物件として、始良市内にある個人が居住を目的として建築した戸建て住宅で、空き家となっているもの（予定を含む）となっております。この予定を含むということは、空き家になる前か

ら登録できるということになると思いますが、売買したい、あるいは賃貸物件にする場合でも、空き家である期間が短くなる可能性があり、とてもよいことだと思います。この部分をもっとアピールしてもいいのではないかと思います。

この空き家になる予定というのは、恐らく病院や施設に入居などの理由で空き家になる場合のことだと思いますが、空き家になる予定となった場合、どれぐらい前から登録ができるものなのかお伺いいたします。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

いつから空き家になるという、どれぐらい前からというご質問ですけれども、その方といいますか、家族の意思で、特別なそういった期限は、うちのほうとしては定めておりませんので、そういった対象になられる方の意思になろうかと思います。

以上です。

○13番（渡邊理慧君） では、いただいた資料で空き家バンクに登録されている件数は34件、11件が成約している状況のようですが、買いたい、借りたいという方の問い合わせはどれくらい来ているでしょうか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

問い合わせ状況としましては、総体的には112件の相談を受けているところですが、そのほとんどが、そういった3分の2ぐらいがそういったもので、あと制度の問題というのが少しありますけれども、大方、もう実施的なものが多いようでございます。

○13番（渡邊理慧君） では、次に所有者への空き家バンク登録の呼びかけはどのように行っているでしょうか。空き家を持っている方に空き家バンクの登録をしてほしいという、どうですかというような問いかけというのはどのように行っているかお伺いいたします。

○企画部長（川原卓郎君） ただいまの件につきましては、担当課長が答弁いたします。

○企画部地域政策課長（柘野信也君） 地域政策課の柘野でございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

PRの件でございますけれども、24年に調査いたしましたこの1,800戸のうち、空き家が判明、身元が判明したのが400余りでしたが、市内の方には広報紙等でPRしているところがございますが、市外におられて、この情報は入らないわけですけれども、固定資産税の納付書を発送する際に、約6,000件なんです、空き家バンクの登録のチラシを昨年とことし、6月期に納付書を発送しますので、チラシを入れているところでございます。

以上でございます。

○13番（渡邊理慧君） そういう方にも、倉庫にしたいとか、自分で使いたい、手を加えてほしくないなどの登録しない方というのがいると思うんですが、登録したくないという方、そういう調査は行

っていないものでしょうか。

○企画部地域政策課長（柘野信也君） お答えいたします。

特に、そういうしたくないという方には、そういう調査はしておりませんが、その広報、インターネット等、ホームページなどを見られた方が、その制度についてをお聞きを、その相談に乗っているところでございます。

以上でございます。

○13番（渡邊理慧君） わかりました。

では、次に空き家リフォーム事業補助金についてお伺いいたします。

対象工事の費用が20万円以上で補助金が20%、空き家をリフォームする場合は、家財道具の除去費用は5万円以上で補助金が20%となっているようですが、これは国、県からの補助金はどのようになっているのでしょうか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

実際、かかった費用の20%限度額を20万円と5万円ということで実施しておりますが、そういった補助金はございません。市の事業でございます。

○13番（渡邊理慧君） では、市が行った空き家調査でも、修繕が必要だが使えるという建物が37.2%、修繕に莫大な費用がかかる建物が39.7%、ざっくり言いますと、修繕をすると使えるというような、お金はかかるけれども、使えるというような空き家が76.9%という結果になっております。それ以外に、すぐに使えるという物件はわずか2.1%となっており、空き家を活用する場合は、やはり修繕やリフォームをしなくてはならない状況にあると思います。リフォームをする場合は、トイレ、お風呂などの水回りと、畳、クロスの張りかえだけでも大体二、三百万ほどかかるのではないかと考えておりますが、現時点で、このリフォーム事業補助金について受給をされた方、リフォーム件数が7件、家財撤去が2件となっております。このリフォーム件数7件のうち、全てが限度額20万円を申請されております。この限度額は20万円はもう少しふやせないものなのでしょうか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

水回りといいますか、台所、風呂、そういったところは一番お金のかかるところでありまして、そういったところをリフォームしないことには、なかなかそういった事業として難しいところもあるかもしれませんが、実際、お金だけの問題ではなくて、他のこともいろいろありまして、なかなか進んでいない。すぐに住めるというところでも貸し出せないというようなこともありまして、いろいろ事情はあるかと思いますが、その限度額についても、今のところ特別にもっと手厚くというようなことは考えておりません。

○13番（渡邊理慧君） ちょっと私が調べましたところ、空き家再生推進事業というのが、国の事業がありまして、これが民間の場合でも、国から3分の1補助金が出るといったようなのがございますので、そちらのほうは検討はされてはいなかったのでしょうか。



○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

今、議員の仰せのことにつきましては承知しておりませんでしたけれども、今後、国施策でありますまち・ひと・しごとを通じても、交流人口のとか移住定住の促進なども考えられるかと思っておりますので、そういった面では検討していかなきゃならないと思っております。

○13番（渡邊理慧君） この空き家再生推進事業は、活用事業タイプと除却事業タイプございますので、また、調べていただけたらと思います。

次に、空家対策措置法の施行によるこの協議会についてですが、協議会の設置を検討しているところでもありますとなって、回答でもなっております。これについて、もう少し決まっていることがございましたら詳しく教えていただきたいのですが。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

現在、市の中でも空き家、そういったところにかかわる部署は幾つかございます。そういったことで、現時点では、庁舎内におきまして、関係部署で検討しているところでございますけれども、措置法が完全施行されましたので、早い時期にそういった形で進められるようにしたいというふうに思っております。

○13番（渡邊理慧君） 例えば、危険家屋について、特に台風の時期などに危ないなどの苦情や撤去の要望が来ることもあるかもしれませんが、そういった市民の意見が届くものになるのかどうかというのは検討されているのでしょうか、この協議会設置についてです。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

そういった相談窓口といいますか、それも一本化できるようにしたいというふうに思っております。

○13番（渡邊理慧君） 市民から解体についてなんですけれども、解体するのに、そういう危険家屋等もございますが、解体費用が困難という声が先ほどもありましたが、県か市から援助があれば取り壊したいと考える。取り壊すことで固定資産税が上がるのではないかと心配するといったような声が上がっております。先日の一般質問の回答でもございました。最初の答弁にもございましたが、空き家の撤去費用の一部補助を行うものについてはどのように検討されているのかお知らせください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

そういった撤去費用であったりとか、そういったことも含めて、今度、協議会を設置して、空き家対策の計画を策定していく中で、そういったものも全て定めていくということになります。

○13番（渡邊理慧君） 私事ではございますが、私の祖父母の家も祖父母が亡くなってからしばらくそのまま残っておりまして、空き家の状態になっておりました。今は撤去して家は残っておりませんが、最初のころは時々様子を見に行ったりと、大変でございました。しばらくたつと、雑草が生い茂ってしまい、建物も老朽化しておりましたので、子どもたちが遊んでは危ないということで、敷地の

入り口に柵をしておりました。その後、建物の中にも入りましたが、人が住まなくなると、こんなになってしまうのかとびっくりするほど荒れておりまして、中に入るのが怖いなど感じる場合がございます。怖いというのは、壊れそうで怖いというよりも、暗くて薄気味が悪いといったような感じなんですけれども、そこまですると、さらに手入れをしにくくなり、どんどん荒れていくという悪循環になってしまいます。

やはり撤去するのにお金がかかるということもございますが、なかなか解体もできない状態になってしまいます。今、更地になっておりますけれども、木が成長して、隣の敷地に迷惑をかけるのではないかと、そういったような問題もありますが、更地にすることで、そういった問題も解決し、ほっとしているところでございます。

同じような思いをしている方が、今、本当にたくさんいらっしゃるのではないかと思います。空き家の件数も1,778戸と、それだけあると、いろいろそういうことを考えている方もいらっしゃるのではないかなと思っております。ぜひ除去の補助事業のほうも早急に検討していただきたいと思っております。

次に、平成25年まで実施されていた空き家リフォーム転化事業につきまして、少しお伺いしたいんですが、これは借り上げた空き家は1戸だけだったようですが、場所はどのような経緯でこれは1戸だけというのだったのか、場所はどの辺だったのかというのをお知らせください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

当時、蒲生町時代に空き家が多く見受けられるということで、このような事業を展開したらということで始められたということですが、空き家の数は多くあったんですが、そういった実際事業を実施できたのは1か所だけだったということでございます。場所は蒲生の町に入りまして、商工会とか行く、最初の信号ですか。その手前のほうの左の川のほうに行った河川の横のところでございます。非常に大きな敷地でございました。

以上です。

○13番（渡邊理慧君） せっかくあったのがもったいないなという気はしますけれども、私が最初に通告しておりました高知県梶原町の実績についてなんですけれども、平成25年から改修等をスタートし、平成26年から貸し出しを行っているようです。現在、17棟の改修を行い、大体どの物件も平均1万5,000円程度の家賃で貸し出しを行っております。現在、全ての家に入居をされている状況でございます。

梶原町の場合は450万円を上限に改修を行うとしておりますが、耐震補強する場合はプラス120万円、合計570万までの改修ができることとなります。市で住宅を建てると大きな金額にもなりますし、家賃も抑えるのが大変なのではないでしょうか。それよりも、こういった空き家の活用で家賃を低額に低くすることにより、子育てをしている若い夫婦が入りやすくなり、いいのではないかと思います。市長はどう思われますか。

○市長（笹山義弘君） いろんな場所で相談会等をするときに、中山間地域を中心によく若い人たちが住みやすい環境をつくってほしいという声が出て、その中で、そのようなこともあるわけですが、なかなかそういった目的にあてられる家がないというもの、また一方では事実であります、そういう地域に。

したがいまして、その事業をすぐ入れるかということにはならないかもしれませんが、含めて、この空き家の活用ということについては、いろんな形で今後しっかり検討していかなければならないというふうに思っております。

○13番（渡邊理慧君） 若い人がふえれば、地域の力にもなると思いますので、いいのではないかと思います。

この梶原町は、この取組みが好評だということで、ことしはさらに15棟追加をする予定であると言っております。

参考にですが、梶原町の人口は3,689人で、空き家の数は約160棟あるそうです。先ほど17棟と言いましたが、そのうちの2軒はお試し滞在住宅として短期で住まれる方向けになっておりました。期間が6か月以内ということで、家具家電つきとなっており、光熱費込みの家賃は1万円で貸し出されているそうです。

このように、出張者向けにも空き家活用の検討をされるのもよいと思いますが、こういった活用も検討されてはどうかと思います。

また、空き家リフォーム助成で、前向きにリフォームをしてもらうのも、とてもよいとは思いますが、空き家リフォーム助成の場合は、入居予定者がいて、売買契約または賃貸契約が締結された物件となっております。買う人、借りる人はリフォーム前での物件を見て決めることになると思いますが、売買の場合は、まだ少しくらいお金がかかってもずっと住むのであれば、自分で手を加えて買うという可能性はあるかもしれませんが、賃貸の場合は、なかなか借りる人がお金を出すというのは難しいのではないかと思います。

この梶原町の場合は、リフォーム後の物件を見て、きれいな状態で物件を確認することにより、すぐに借りる人が見つかるかと思えます。

近くに小学校があったり、そのような場所でも、やはり空き家があるところもございまして。そういう場所に活用されてはいかかかなと思えますが、そういう小学校の近くの物件を優先で考えるなど、そういった方向でこのような事業も考えていただきたいのですが、それについてはどうお考えでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 1つの例でございましてけれども、松原なぎさ小学校区は、学校が建つということになりましてから、そういうリフォームの件数がふえたというふうにも聞いております。

したがいまして、今、議員ご指摘のように、その人口をふやす1つの手立てとして、新築は当然のことですけれども、こういう古い住宅をリフォームするというのも有効な手立てだというふうに思います。

したがいまして、そのことをどのような形で促進するかということについて、今後、民間の方々も含めて協議をしていきたいというふうに思います。

○13番（渡邊理慧君） 県内では十島村も同じような事業を行っているようです。十島村の場合は、改修上限額558万円となっております。

空き家の状況、始良地区で、例えばで見てもみますと、帖佐駅前が30軒、松原で89軒、上下と合わせて89軒です。このあたりは駅が近いことや、今申し上げましたように、松原なぎさ小学校の校区とし

て、場所としてはとてもいいところであると思います。また、白金原31軒、山野25軒のこのあたりは、鹿児島市内に仕事に行かれる方には便利なのではないかと思います。

また、調査により2台以上の駐車スペースを持つものが約6割あるということがわかっております。今、1家に2台以上車がある世帯も多いことから、夫婦で2台所有している方であっても対応ができるのではないかと思います。

今、一例を挙げて地域を申しましたが、もちろん蒲生であっても、鹿児島に通勤していたり、加治木であっても霧島市に通勤されていたりという方にも住んでいただけるのではないかと思います。

松原89軒の中でも活用できる物件がどれだけあるかということもございしますが、少しでも利活用し、空き家をなくすことによって地域も生き生きしてくると思いますので、空き家の対策はどんどん進めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

重富漁港付近の猫の件についてですが、この辺は猫を置き去りにされていかれる方が多いようで、雑草が生い茂っているということにより、草で死角になり、見えないから猫を置いてもわからないからということで、最近、ふえているようです。また、その猫たちが子猫を生むことによりさらにふえていくということもあり、周辺の住民が気にされております。

雑草除去につきましては、そのように放置できる場所をなくすという観点から、ごみ、またごみの投げ捨てもあるようですので、それを防ぐためにも、定期的な雑草除去を行っていただくようにというふうに市から言える、お願いができるものなのか伺います。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） お答えします。

雑草除去に関しましては、近隣住民からの生活に支障があるという形で苦情等があった場合には、環境美化条例に基づきまして通知します。お願い文を出しております。それから通知、それから改善勧告、命令という形で出しております。

ちなみに、苦情処理につきましては、結構効果がありまして、8割を超える形で結果が出ております。

以上でございます。

○13番（渡邊理慧君） ここの敷地は、以前も1度草の除去を、雑草除去の話があったようなのですが、また、同じことが起こっている状況でございます。そのお願い文の中に、定期的にとというのは入れられないものか、1回1回苦情が来ないと出せないというのが、やはり手間がかかるのもございませうし、何度も何度も苦情を聞かれるのも嫌かと思っておりますけれども、そういったことは検討されたいでしょうか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 敷地の管理、財産の、これは個人のもので、これにつきましては、あくまでも管理者が責任を持つてするというふうに法でも決められています。環境美化条例のほうでも言ってます。

これにもかかわらず、近隣住民に迷惑がかかってきたときは、市のほうからお願いを出して、例えば、これは雑草除去に関しても、本人が行う場合はよろしいですが、いろいろな業者に頼みますと有料になりますので、なかなか定期的にとすることは厳しいところです。

それから、お尋ねのその企業用地の件ですけど、これは回答でもしていますように、定期的ということじゃなくて、夏祭りの前に1回除草をしているように聞いております。

以上でございます。

○13番（渡邊理慧君） いわゆる野良猫であります、あまりふえると市が捕獲をして、里親対策をしたらどうかというような声も上がってくるかもしれません。ですが、それはなかなか難しい問題ではないかと思えます。

そこでお伺いしますが、市から保健所へ捕獲の依頼はできるのか、また、今まで依頼をされたことがあるのかどうかについて伺います。いかがでしょうか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） お答えします。

市のほうから県のほうに捕獲の依頼ということをしたことはありません。

それから、重富漁港付近の子猫につきましては、やはり放置の問題もございしますが、餌やりによりまして、体力が付きまして、それで自然に子猫がふえていくということで、まず、餌やりをなくすということが肝心じゃないかなというふうに、その方面で一応、今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○13番（渡邊理慧君） 今、餌やりについてとございましたけれども、看板を立てても、看板を見ただけど、やはり子猫がいるとかかわいいなといってエサをあげるかもしれないという状況もございします。看板を立てるといったことも一時的なのかなというふうには感じてはいます。出さないよりは出したほうが効果はあると思いますが、保健所への捕獲依頼というのは、動物愛護という点では、保健所へ依頼をすると、殺処分されてしまいますとか、そういうのはかわいそうだということもあります。しかし、その猫がいることにより、ストレスを抱えてしまう人もいるということは事実であります。自宅の庭に猫がふん尿し、においがするなどの不衛生であることや、道路に寝転がっていたり、また、道路に飛び出してくるなど、車が通る際にも危ない思いをすることもあります。

こういった地域は、市内でいろいろなところにもあるとは思いますが、市内各所で発生しておりますと答弁でもいただきましたが、こういった地域はどういったところから、それは苦情が来てからわかるものなのか、それとも調べられているのか、どうでしょうか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 私どもの生活環境課の職員は、日々住民からのいろんな要望とかということで、市内各地をずっとパトロールしています。その際に、いろんな地域で猫が野良猫と思われるものがうろついていたり、それから地域猫という言葉もありますけど、そういったのも目撃しております。そういったもので把握しております。

それから、猫の捕獲に関してなんですが、これは犬と違いまして、登録制度ではございません。仮に、これがある方が捕獲した場合、これが人のものであった場合は窃盗罪とか、そういったことになりまして、例えば、人が飼っているやつが家の中に入ってきた。迷い猫といいますが、これにつきましても、遺失物ですか、横領罪とか、そういったものにも抵触するんじゃないかという考え方がございします。それでなかなか手を出せないところでございします。

以上でございます。

○13番（渡邊理慧君） ある地域では、捨てられていた猫がかわいそうだという方が猫を拾って育て、猫喫茶を開いたという事例もございます。このような方がいればいいのですが、なかなかたくさん猫を育てるといのは大変でございますので、まずは、猫を飼われた方が動物の命を預かっているという責任感を持っていただけるような啓発を行っていただきたいと思ひます。

市の広報紙で犬の特集ページを掲載されたことがあると伺っておりますが、そういった形で猫の特集というのも考えていただけたらと思ひますが、そういうのは可能でしょうか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） お答えします。

昨年、8月だったと思ひんですが、8ページほど特集を組みまして。猫を、特に猫だったと思ひます。獣医師の協力を得まして、終生飼養、死ぬまで飼っていただきたいということを前提に特集を組んだとこです。これについてはかなり評判がよくて、市民のほうからもかなりお褒めの言葉がありまして、それからその取り扱った広報自体が賞をいただいたということで、かなりインパクトがあったのではないかとと思ひます。

それから、その広報紙以外にも、班回覧とか、そういったもので、ペットの正しい飼い方とか、そういったものを啓発しております。今後もそういうふうにつけていきたいと思ひております。

以上でございます。

○13番（渡邊理慧君） 大変好評だったということで、続けていただきたいと思ひます。

今、猫だけでなく、最近では室内犬もたくさん飼われていたり、ほかにもいろいろな動物をペットにされている方がいらっしやいます。県内では、徳之島町や与論町のように、犬や猫の不妊去勢手術費用の補助金を出している自治体もござひます。

そのようなことも必要なのかもしれませんが、まずは、先ほども申しましたように、責任を持って育てていただくというのが大事なとこだと思ひます。その意識を高めていただける取り組みをこれからも考えていただきたいと思ひます。

では、次の質問に入ります。

クーラー設置の件ですけれども、昨年の6月議会の答弁でもござひました、多量降灰防除地域の指定を受けるように取り組んでいるということでもござひますが、その後の経過につきまして、また、先日開催された全国市長会にも市長が出席された際に、あわせて国会議員等への要望の中に、指定について盛り込んだとなっておりますが、これはどういう、内容はもう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 要望事項としましては、多量降灰防除地域の指定を受けるためには、いわゆる降灰量を測定するという方法もあるんですが、これだけではなかなか始良市として一定の量というのは確保できない。要するに、その降灰量をはかって、それを提出するという方法では、なかなかちが明かないというのがござひます。それで要望したのは、桜島を軸にして360度、この市町村については多量降灰防除地域の指定をしてほしいと、こういう要望です。風向きによって、どの市町村にどういうふうな降灰量があるか、これはわからないと。今は鹿児島市と垂水市だけが原則指定を受けているわけで、この2市については、既に全ての教室に空調設備の設置が実現できているわけであり

ます。

そういうことで、設置するかしないかは、それぞれの市町村の判断としても、設置するにあたって、多量降灰防除地域の指定をしてほしいと、そういう要望を出しているところでございます。

○13番（渡邊理慧君） 多量降灰防除地域、鹿児島市と垂水市ということですが、ほかの自治体について、始良市は指定を受けたいという意思表示をしておりますけれども、そのほかの垂水市、鹿児島市以外の自治体で周辺50km圏内の自治体はどのような反応をされているのかをお伺いいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 2年前から教育長会においても要望活動をしたんですが、なかなか利害が一致しないところがありまして、全国の教育長協議会の要望事項として出してほしいというのを申しましたけれども、最初はやっぱり利害が一致しない。そう言うてくるのは始良市だけだという話なんです。ほかの360度の周辺地域においても、あんまりこの話には乗ってこない。やっと2年前から実現して、全国の都道府県教育長協議会に要望活動としてのせることができました。

また、今回は、湯之原議長のいわゆる全国の議長会においても要望活動を出していただくことができました。さまざま手立てはしているんですけど、必ずしも利害というのが一致しないものですから、そう盛り上がったものというのは実現できないですが、継続的にこれは続けていくということは大切なことだろうというふうに考えております。

○13番（渡邊理慧君） 平成25年5月の調査結果によりますと、全国の公立学校の92%が避難所に指定されており、このうち90.3%が小中学校となっております。2014年8月の広島市北部の大規模土砂災害で小学校に避難されていた方は体育館を避難場所として開放しておりましたが、希望者には冷房のある、クーラーのある教室に寝泊まりをしてもらえるようにしておりました。

別の事例でも、避難所が体育館でありましたが、高齢者が熱中症に近い症状になり、クーラーがついている教室へ移動したという件もございました。

始良市の場合、普通教室にクーラーを設置する場合の設置費用です。7億6,000万くらいかかるということが昨年の答弁でもございました。そのうち3分の2の補助が出て2億5,000万円ほどかかるというようなことでしたが、この多量降灰防除地域の指定を受けるための取り組みもご苦労されているようですが、最後に、小中学校にクーラーを設置することについて、必要性をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） ことしは長雨であまり気温が上がっておりませんが、例年ですと、この6月には随分気温が上がってまいりまして、いわゆる異常気象というもとの、大変気温が上がってくると。教室内の温度という、かなり高いものになってきております。

また、先ほども出ましたが、桜島の降灰です。これがやっぱりかつてとすると、随分噴火回数も多くなって、毎月100回以上噴火している状況がございます。

そういうことで、夏場の教育環境というのは年々悪化してきているというのはもう十分認識しております。

そういうことで、普通教室にクーラーを設置することで、降灰、あるいは暑さ対策に非常に有効であるということは十分理解しているところでございますけど、そういうことで、できるだけこういっ

た有効な補助事業を活用したいと。設置費用だけでなく、その後の電気代です。電気代についても特別交付税措置がなされますので、やっぱり3分の2の補助が出てくる。そういうことを考えた場合に、今、拙速に設置するより、指定を受けて設置したほうが後々電気のランニングコストを考えた場合には、そのほうがはるかに有利だということは言えますので、ぜひこの形のこの方向で活動を続けていきたいというふうに考えております。

○13番（渡邊理慧君） 全国でエアコン設置率は2010年に10%ほどだったものが、2010年以降、異常気象などにより約30%になりました。文科省が教室の温度について、人間の生理的な負担から、夏は30度以下、冬は10度以上、最も学習に望ましいのは夏季で25度から28度としておりますが、エアコンの設置率は低いように思われます。電気代などのランニングコストも出るとはいえ、経費節減によって、エアコン設置を実施した自治体があるのも事実です。京都市は設計から維持管理費などのメンテナンスを一括発注することにより経費を3割削減しております。埼玉県上尾市はエアコンをリースすることで市内の小学校20校に設置した場合にかかる約10億円の経費を年間約8,000万に減らしました。

今後、こういったいろいろな角度からも検討をしていただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、渡邊理慧議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

（午前10時54分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時03分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

次に、21番、湯元秀誠議員の発言を許します。

○21番（湯元秀誠君） 登壇

昨年度の米価の下落からことしの田植えを見ますと、景気がいい時代、また景気のいい、今の牛の、子牛の市場では、非常に家族ぐるみであったり、女性の方々がたくさん来られますが、ことしの田植えの風景を見ますと、景気が悪いのか、家族ぐるみでやってらっしゃる方々、少ないようでございます。

これも、その時代、この時期のそういう世相かなあと思いながら、土曜日、日曜日、田植えをやっておりますので、もともと思考能力の低い私にとっては、もったきょうは思考力が落ちておりますが、頑張りたいと思います。

市の財政について、質問事項を挙げております。

市制5周年を終え、活力ある始良市を目指し、さまざまな取り組みがなされ、始良市は将来の展望が明るいと感じておられる市民の方々が大変多いと思います。

しかし、次々に進められる大型予算を伴う事業予算に、将来の負担を心配する方々の声もあるのは



事実でございます。小学校、消防庁舎、斎場建設の3セットのほか、給食室別棟、温泉センターなど、進行、完成に至り、今は市役所本庁舎の建設が話題にされております。この進行というところは、斎場の件でございます。公債費率が伸びると予想される今後、市政、市の財政は本当に大丈夫かと懸念いたします。

そこで、要旨1、26年度の一般会計決算の総括、審査はまだであると思いますが、以下の計画と見込みは前年度と比較してどうなるか。

①経常収支比率、②財政力指数、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤財政調整積立金及び市債残高。

要旨2、今後も財政の健全度は市民の皆様にご安心を得ると判断されておられるかどうか。

要旨3、今後、大きな予算を伴うとされる計画と、その財源計画を具体的に示していただきたい。

要旨4、突発的な有事の事案に即応すべき基金の積み立ての最小限度見込みはどれくらいあるか。どれくらいと考えておられるか。

要旨5、執行された建設事業の検証をすべきである。ほかの自治体の類似施設は安価な建設に努力されておりますが、始良市では概略計画、設計など、外部委託にあまりにも頼り過ぎてはいないかと感じる。有能な市職員の働きを生かし、規模が膨らみ過ぎ、過度な計画にしないためにも、最小の予算で効果を高める必要があるが、考えを問います。

質問事項の2、鳥獣対策の強化について。

中山間地域のみならず、最近の猿は平地の人家まで出没し、菜園の野菜や果実を真昼の時間帯でも平然と荒らし回っております。イノシシは田畑の土手のり面に生える葛、通称、鹿児島ではカンネンカズラといいますが、や、ユリの球根を物色し、あぜや溝を形もなく荒らします。アナグマはミミズやカニを探し求め、田畑のあぜ、土手を容赦なく壊していきます。鹿は、田植えした青苗や稲穂を餌にいたします。

このようなけものは、人間の食いは栄養価が高いと学習することで、人間社会に適応し、進化してまいります。このような被害は、住民の作物への生産意欲に失意と絶望を与えております。また、中山間地域に暮らす人々に不安を抱かせ、恐怖まで与えております。

この問題は、全国の中山間地域にあって共通した深刻な悩みであります。さまざまな取り組みが、全国の中でなされております。

要旨1、以前の質問の猿被害で、電波を発する、超音波のことなのですが、装置導入でシイタケなどの未然防止を提案いたしました。その効果はどのようなものであったか。

要旨2、鹿の行動範囲も広域化し、鹿と遭遇する回数も増してまいりました。山林における鹿の生息密度の低減策として開発されたドロップネットの導入を検討できないかを問います。

要旨3、現在、市所有の箱わなは何基あり、何名の有資格者に貸し出しているか。

また、今後、箱わなをふやす計画、わな猟、猟銃免許取得の推進を図るための補助事業などは図れないか問います。

要旨4、市単独で駆除隊の設置、もしくは対策の専門員を置くことはできないか。

要旨5、猟友会は市内に何団体あるか。旧町ごとに現在も運営されているのか。猟友会ごとの駆除の区域があり、旧町の越境はできないと聞きますが、行政の規則などで制限されているのか。

要旨6、鳥獣害対策は広域的な取り組みでないと効果が発揮されません。猟友会の果たしている役は奉仕的貢献度も大きく、大切な存在であります。合併して5年経過し、ほかの団体と同様に組織の

統一化も視野に入れ、被害の重点区域、一斉駆除の設定など総動員した駆除のあり方や、駆除の対価として猟友会の助成の見直しの検討は考えないかを問います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

湯元議員のご質問にお答えいたします。

1問目の市の財政についての1点目の1番目から5番目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

平成26年度一般会計等の決算、いわゆる普通会計に基づく経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率の数値については、地方財政状況調査事務に1か月程度を要し、その後に県の検収を受けていることから、数値についてはお答えできる状況にありませんが、これらの比率が急に悪化するとは見込んでおりません。

平成26年度の財政力指数については、25年度の0.46に対しまして、0.47となりました。平成26年度末の財政調整基金は約29億5,000万円で、対前年度比約4億円の減、市債残高は約337億4,000万円で、対前年度比約12億1,000万円の増となる見込みであります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

本年度から普通交付税が段階的に縮減されていきますが、各種基金、市債残高等を考慮しながら、第1次総合計画後期基本計画及び実施計画に基づき予算編成していく方針であり、これらの数値については十分留意しながら、財政健全化に努めてまいりたいと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

第5次実施計画に基づく平成27年度から29年度までの3年間で大きな予算を伴う事業は、スマートインターチェンジの設置、あいら斎場施設整備、市道岩原本通り線の木田橋の整備、市道奥之宇都線の宇都トンネルの整備などであります。

スマートインターチェンジの設置については、3年間で約9億3,900万円を計上しており、その財源といたしましては、社会資本整備総合交付金及び地方債を予定しております。

あいら斎場施設整備については、3年間で約9億5,900万円を計上しており、その財源といたしましては、合併事業推進債を予定しております。

市道岩原本通り線の木田橋の整備については、3年間で約3億6,500万円を計上しており、その財源といたしましては、社会資本整備総合交付金及び地方債を予定しております。

市道奥之宇都線の宇都トンネルの整備については、3年間で約6億300万円を計上しており、その財源といたしましては、社会資本整備総合交付金及び過疎債を予定しております。

なお、これらの事業費につきましては、事業実施の際に詳細な設計等を行い、事業費の確定を図ってまいります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

各基金にはそれぞれに設置の目的があり、また財源調整の役割と中・長期的な財政運営に寄与する役割があります。財政調整基金の最低限の積立額については、標準財政規模の10%程度の額を最低保有すべきであるとの一般的な見解があります。

本市におきましては、この額以上の財政調整基金を保有しておりますが、突発的な有事の際や、後年度の財源対策を総合的に勘案しながら、中・長期的な展望に立って、最小限保有額を検討する必要があると考えております。

5点目のご質問についてお答えいたします。

建設工事にかかる計画・設計については、豊富な専門知識・技術を持つ業者に委ねることにより、業務が迅速かつ的確に遂行され、短期間に多くの業務量を処理することができます。

また、高齢化社会、環境問題対策など、多様化する社会的要求に応えるための深い知識と経験を持っている専門業者に依頼することが経費削減につながり、事業効果が上がるものと考えております。

次に、2問目の鳥獣害対策の強化についての1点目のご質問にお答えいたします。

近年、猿による被害が広域化していることは十分認識しております。市鳥獣被害防止対策協議会においては、ご提案のありました超音波による撃退装置は、鳥獣にはジェット機並みの爆音に聞こえ、鳥獣を寄せつけないとのことで、平成25年度に購入いたしました。平成25年11月から26年6月までの間、シイタケの栽培箇所にて撃退装置を設置し、猿の被害の実証試験を行い、被害が確認されませんでしたので、一定の効果があったものと考えております。

また、カラスに対する果樹への実証試験も、昨年8月から10月まで行いましたが、大群による被害もなくなっておりました。

しかしながら、昨年12月から本年4月にかけて、同じシイタケの栽培箇所にて実験をしたところ、猿による被害が確認されたところであります。実証試験では、初めのうちは効果はありますが、超音波になれた猿には効果が期待できないのではないかと考えているところであります。

鳥獣被害防止については、今後も地域と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

新型鹿捕獲装置として開発されたドロップネットは、県内での事例がなく、一般にはまだ普及していないことから、今後、県などから情報収集を行いながら調査研究してまいります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

箱わなについては、現在36基を所有しており、北山、中甕、柵野など7集落7人の有資格者に18基、3地区の捕獲隊に18基の計36基を貸し出しております。また、今年度は6基購入する計画であります。

わな猟の免許取得については、農業者等で猟友会員として鳥獣の被害に取り組む方々に対して、県において講習受講料の一部助成として、1人につき5,000円を補助しており、昨年度は市内で10人の方々が受講しておられます。

猟銃免許取得についての助成措置はありませんが、県に対し、受講料の一部補助ができないか要望しながら、市といたしましても、今後、研究してまいります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

合併当初から各地域の猟友会の協力のもと、市有害鳥獣捕獲隊を設置し、旧町ごとの捕獲隊員に有害鳥獣の捕獲に努めていただいているところであります。有害鳥獣の捕獲頭数は年々ふえておりますが、被害があまり減っていないのが現状ですので、被害防止対策や捕獲の方法について検討が必要と感じております。

また、本年度から市鳥獣被害防止対策協議会に、県鳥獣被害対策アドバイザーが加わり、被害防止対策や捕獲の方法などの指導助言をお願いしております。

5点目のご質問についてお答えいたします。

猟友会は市内に6団体あり、それぞれ運営されており、また、市有害鳥獣捕獲隊は、現在、旧町ごとに地区捕獲隊を結成し、市から各地区の捕獲隊の隊員に、猟友会ごとではなく、旧町ごとに捕獲指

示を行っております。

なお、区域については、各地区の捕獲隊長と市が協議し、決定しております。

6点目のご質問についてお答えいたします。

合併から5年を経過したことを機に、旧町ごとの区域を撤廃し、被害の多い区域に捕獲従事できるよう、捕獲隊員の行動範囲・区域の見直しについて、本年3月に各地区の捕獲隊長などに協議していただきましたが、意見がまとまらず、本年度は現状の区域で捕獲活動を行っているところであります。

今後、効果の発揮できる捕獲に向け、市内全域を一本化した捕獲活動ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

捕獲隊の捕獲活動は、地域住民への貢献度は大きいと認識しておりますが、捕獲隊への助成については、今年度の捕獲隊補助を70万円から100万円に増額しており、また、捕獲した有害鳥獣に対する補助金も、昨年度から1頭当たりの単価について、イノシシは4,400円を6,000円に、鹿は4,400円を8,000円に、猿は2万円を2万5,000円に改定しており、これまでも捕獲隊の要望等に対し、助成の見直しを行っているところであります。

以上で、答弁を終わります。

**○21番（湯元秀誠君）** この質問の通告をした後、ある食堂に行きましたら、その主人いわく、自分たちはもう先がないが、今いろんなことを、事業を始良市は大型事業をやっているが、これ大丈夫やっとかと。これは紛れもなく、生の声です。そういうことで、自分たちはもういなくなる時代、あと15年、20年、70歳の方ですが、20年、住みやすいまち鹿児島、日本一住みやすいまちといえど、そういう保障されるものの言葉なのかというようなことを言われている。

私も、この質問を通告した後に、やっぱり真剣にやらんといかんち言うことをつくづく感じました。今がよければという、地方分権という権利の裏には、必ず義務、義務があるわけですけども、その将来への負担が大きいということになりますと、非常に厄介になるなと思いながら、この質問を組み立ててみましたが。

小さなことですけども、私の子どものころは、母親にノートを買うからお金をくれと言いますと、父ちゃんに聞けと。父ちゃんに、ノートを買うで錢のくいやいち言えば、母ちゃんな何ち言うたかち言われます。結局、結論は出ず、また母親のもとに行くわけですが、父ちゃんに言うたどち言えば、ほいなあ、あと何日待てと言われます。時には、そのノートが欲しいち言う前に、それ今使ってるノートを持ってこいと。2ページ残つたらよち言うや、買ってくれる約束はそこでは取りつけられませんか。

そのようにして、親が子どもに対して、そういう会話を目のあたりにしながらで話をするわけですね。今の親たちは、金のないことを口に出さない、子どもの前では。経済観念いろんなものを含めて、身についていくのかなと思うわけですが、私の父も母も、結果的には金がなかったから、そういうことやってるわけですね。もちろん、節約をする、そういうしつけの一部もあるかもしれませんが、やはり金がなかったということだろうと思います。

しかし、その1つの小さな家庭で父と母、この姿を見ますと、今の始良市政では、父親が始良市長の笹山市長が父親であり、女房役の方は副市長じゃないかなと思うわけですね。それが、まずお2人にとって、どういうお考えであるか、そこをちょっとお聞かせください。

**○市長（笹山義弘君）** ある意味、運命共同体っていいですか、家庭に捉えてすると、父親がわり、母

親がわりということでしょう。そういう行政の中で、そこがそれにはまるかどうかは別としまして、非常に私としては、頼りにしているパートナーであることには間違いはないというふうに思います。

○副市長（大橋近義君） 一般論で申し上げますが、民間と、例えば始良市との借金について考えますと、民間の場合は経営努力をしてお金をためて何かを、例えばビルをつくるということで、それぞれの経営努力がなされるわけですが、始良市の場合は、例えば橋をつくるという場合に、その財源というのは税金になるわけであります。

そうしますと、例えば、きょう県外に引っ越された人があったとしますと、この橋を借入金なしでつくった場合には、その方は1回もその利益を受けずに引っ越していかれるわけですね。

ですから、裏を返しますと、その利益を享受する人は等しく負担をするべき、これが税の公平であり、負担の公平であるわけでありまして、公共事業を行う場合に一定の借金をするというのは、民間と違って公共団体の場合には、これは許されるわけですし、理にかなうわけでありまして、それをどのぐらいの額を借金をするかというのは、その財政力によるわけでありまして、私は一概に、借金を自治体がするというのは悪いことではないというふうに思っております。

○21番（湯元秀誠君） 市長の非常に頼りにする副市長だと。また、その裏づけとして、非常に私がまだ求めてないところまで、副市長が答えてくださいましたけど。

以前はですね、以前、国の定めで変わってきたわけですが、収入役という特別職がありましたね。今はそれがなくなっています。市長の後ろに会計管理者がおられます。しかし、市の職員です。特別職でもございません。その立場の方が、その方の影響力、発言力とか、にらみをきかすとかいう立場が、以前の収入役ほどなされておられる勇氣やらあられるか。そういう環境を市長がつくっておられるか、そこそこお聞きします。

○市長（笹山義弘君） 市民の方々のいろいろのニーズが多岐にわたっております。

そういう中で、そのご要望にどのようにして応えていくかということをしたときに、ある事業を立ち上げたいとこうしたときに、必ず財政でしっかりシミュレーションを組んでもらって、これが可能かどうかという裏づけ作業を必ずするわけですので、そういうことで今もやっているところでございます。

○21番（湯元秀誠君） そうですね。今、私がこういうことをなぜ申しますかといいますと、非常に今、私どもには中身的にはいろんなことが断片的しかわからないわけですが、例えば副市長の仕事、意外と大きな役割を担っていらっしゃるんですね。今回いろんな業務選定をする段階、入札の段階、リーダーを張っていらっしゃるわけですよ。非常に我々には目に見えないところで、政策のなめを握っていらっしゃるわけですね。

私がなぜそういうことを申しますかというのと、事業の前倒しとか先送りとか、非常に大きなところの部分だと思うんですよ。確かに財政的なものを含めて、考慮しながら粛々と進めてくださっていることはわかりますが、やはり我々の子孫、我々の次世代にどうして受け継いでいくかということも、大きな視点を持った中での財政なり、予算組みをしていくという考え方が非常に大きな要素になるかなあとと思いますが、そういう中で、例えば今回、私が出していますけど、これ非常に失礼な言い方だ

ったですね。26年度の決算まだ終わっていない、わかっています。私も監査委員やったことがありますので、7月に監査委員がやっ与会計の決算の監査するわけですけども、この時点で。

しかし、何を、結果が決算を求めるんじゃないくて、何を数値を目標に予算が立てられたかということにすると、やはり予測を立てられた数値ち言うのはあると思うんですよ。ですから、たくさんまとめたんですが、ここの中で、財政力指数しか答えてもらってないですね。副市長なり市長は、経常収支比率と財政力指数、どちらを重んじられますか。

○市長（笹山義弘君） やはりそれぞれ地方自治体は、それぞれの市民にいろいろな公的なサービスを提供する義務がございますが、そういう中で、財政力指数等の低い町は、そしたら成り立っていかないのかということ、そうではなくて、そういう財政力の低いところには、国なり県なりが措置をするという仕組みで成り立っております。

そういうことから、どちらが大事とかいうことではなくて、それらは限りなく経常収支比率も75に近づけられればいいことですが、なかなかそういうことも難しいということでもあります。

したがって、いろいろな状況を勘案しながら、この行政運営に努めていくというのが姿ではないかというふうに思います。

○21番（湯元秀誠君） それはもう、どこの自治体も75%という、そういう数値にはほど遠い90%台であるわけですね、経常収支比率は。

しかし、財政力指数は、私はただ単に見ただけであって、実質的な経常収支比率のほうが、やはりウェートを置いて、重要視すべきところだと思うんですね。

高い目標値、国が定めてる安全ラインというのはここですよということありますけども、それははるかに超えているとは思いますが、しかし、この数値は結局、例えば、この中で、市長が自分のお考えに基づいて政策論を打って事業をできるというような、これ残りなんですよ。経常収支比率で残った分が、市長が政策論として出せる予算規模かなと思うんですが、それはどう思われますか。

○市長（笹山義弘君） 年々、民生費ち言いますか、扶助費が高騰してまいります。そういう中で、大変そういう点では厳しい運営を強いられているということでもあります。

そういうことから、政策的に打てる予算としますと、建設的経費になってこようと思いますが、これにも大変限りがある中で、優先順位をつけながら取捨選択をして、旧町時代にできなかったことも、市になったことでできるという事業もありますので、その辺を総合的に勘案しながら運営をしているということでございます。

○21番（湯元秀誠君） 仰せのとおりだと思いますが、扶助費、非常に右肩上がり、どんどん上がっているわけですね。ましてや国保も今回、財源運営含めて、国が地方のほうに権限移譲やるということも、この間、国が発表しておりますが、ますます地方は、私が言う、5年、10年後、国がどういう政策を打ってくるかわからんですよ。

ですから、いろんな形で地方の財政が圧迫されてくるのが、私は、もちろんここにも出されております、地方交付税も段階的に削減されております。少しは勘案されましたけども、先送り若干はされた部分はありますが、しかし、これも確実に削減をされてくる。なおかつ、権限移譲でさまざまな

負担を地方に押し、何ですか、押しつけていくといえは言葉悪いですが、そういうことになっていくんじゃないかということを考えますと、私は経常収支比率をどう抑え込んでいくかというところ、今からかかってくると思います。

言葉はちょっと、さきの、前の、話は前のことになりますけど、蒲生は、旧町蒲生は非常に財政の厳しい、バブルがはじけたころでしたが、交付税の税収も少なくなると、歳入も少なくなるというそこを立てて、これは厄介だとち言うことで、10%経常経費の削減を図りました。給料はもちろんカットですが、ノート1冊買うにしても切り詰めて切り詰めて、しかし、議会でやらないよと言われた総合運動施設を体育館だけはつくれということで、議会で特別委員会つくって、体育館建設の特別委員会つくりましたが、それから大楠ちびっこ園、こういう事業も10%削減しながら建設事業をやっている、非常に自分たちも責任を感じました。本当に大丈夫なのかと、冷や冷やもんでやってきた思いがありますが、議会も町の職員、今、昔ですね。やはりそういうみんなが意識を持った中で取り組もうということは、私は大事じゃないかなと思うんですよ。

ただ単に他の類似団体とすれば、経常収支比率はこの%だからいいよと。財政力指数は、ここでも大丈夫ですよ、とんでもないことだと思いますね。

ですから、経常収支比率を私はもっともっと抑え込んでいく。今でないと、これは大変なことになると思うわけですが、市長の見解お伺いいたします。

**○市長（笹山義弘君）** 私は普段から職員に、予算というのは残すという考え方で取り組んでほしいということで、要するにお金の効率的な運用ということをお心願しております。

そういうことから、今、庁舎間の内部には財政の切り詰めといいますか、そういうスローガンも掲げさせていただいて、ことしについては、去年からですけれども、改革元年ということで意識をやっぱり持っていただきたい。一緒に取り組まないといけませんので、常に絞るべきところは絞って、しかし整備するべきところは、そこをしていくという両面がございますので、常にそういう気持ちで取り組んでいるつもりでございます。

**○21番（湯元秀誠君）** 改革元年ということに旗印に、今、取り組んでいると。また、今後も取り組んでいくという。この改革については、ちょっと後からまたうめださせていただきます。

なかなか数値で具体的な各論をやっていきますと、会計管理者とのやりとりになりますもんですから、もうこれは避けていきます。この1点目は終わります。

2点目でございますが、いろんな事業を26年度もなされたわけですが。今後もあるわけですが、質問の前後が絡んでくるかもしれませんけど、やっぱり市民の方々が、こあよか町になって行っどと、実感と同時に将来もやっぱ安心を得るということをやっぱ意識していきますと、非常に行政側としては抱える計画を抱える事業、これをやっぱり動かしていかにやいかにわけですが、

市民にわかりやすく言うためには、借金が幾らと貯金が幾らというしか、一般論としてはいいですよ。しかし、それであっても、どうしても基金残高、まあいけば預金残高、1人当たりの預金に例えればということですが、それからすると、負債額が大幅に、市民1人当たりに対する負担というのは大きく数字は出ているわけですが、24年度から25年度の動きはわかりますが、アバウトでいいです。25年度から26年度の、この一連の起債と基金はどういう動きでしょうか。

○総務部長（脇田満穂君） 基金残高と、それからあと基金残高24合計でございます。その合計額と、それからあと市債の残高につきましては、人口1人当たりということで、財政担当課長がご報告申し上げます。

○総務部財政課長（米澤照美君） 財政課の米澤と申します。お答えします。

26年度末の地方債現在高、約337億4,000万、1人当たりになりますと、44万4,000円になります。25年度末が325億4,000万で、答弁ありましたように、12億円の増となります。また、24年度と比較いたしますと、24年度の地方債現在高328億8,000万ほどとなっております。

一方、基金につきましては、26年度末で24の基金がございしますが、26年度末では75億9,300万。25年度末が82億でございます、約82億。24年度末が79億2,000万ほどでございます。

以上です。

○21番（湯元秀誠君） 市債残高と今、基金のことをちょっと言っていたかもしれませんが、市民の方々が判断されるのは広報、市の広報紙、それか議会が出す決算の議会だより、こちらあたりで知ることができる。数値的にはそういうことしか、市民の方々はつかめられないと思うんですね。

26年度基金また、何ですか、財政調整基金でまた基金に積み立てもあるかと思いますが、取り崩しは幾らでしたか。26年度は、基金の取り崩しは。

○総務部財政課長（米澤照美君） お答えいたします。

26年度の財政調整基金の取り崩し額は9億円でございます。

以上です。

○21番（湯元秀誠君） 財政の預かる方々はお出したり入れたりという、やっぱそういう中で安定化を図っていかうという努力をされているわけですから、それにはやはり、そういう手法でなされることについては苦勞をされると思いますが、あまり市民の方々にとって、やっぱりそういう数値でどういう安心を与えていくかということも、大きな役割を市長は担っていらっしゃると思います。

そういうことで、今後ともそういう観点から、両方の基金積み立てと負債のそういう起債は、やはり重きを置きながら取り組んでいただきたいなと思います。

計画と財源の件ですけども、5点目に入ります。

今回5点目の答弁の中で、スマートインターチェンジが9億3,900万円。それから、あいり斎場9億円。ざっと28、30億近い、3年間で、今からそれまだやられるわけですけども、もちろん財政計画に基づいてされる、取り組んでいかれるわけですが、このスマートインターチェンジを例えば、始良市のそのサービスエリアとここに設けるにあたり、どこを見本に基本に、そういうことを計画が進められたものか、お伺いいたします。

○建設部長（岩穴口弘行君） 桜島サービスエリアに今、計画しまして、今、事業を進めているスマートインターチェンジでございますが、これは国の、国のといいますか、現在ありますサービスエリアが、日本の場合は大体10km、間隔がですね。10kmが大体、インターがあるのが大体10kmでございます。



諸外国では大体5kmぐらい、その半分の大体5キロぐらいで設置をしてあるというふうなこともございまして、国の方針でもあります、高速道路の利便性という観点から、こういうスマートインターという事業が開始されたということでございます。

本市の場合、始良インター、それから加治木インターが、どうしても市の両端というふうなところに位置しておりますので、大体、市の中心部に一番近い桜島サービスエリアにスマートインターチェンジを設置しまして、市の活性化に努めたいということで計画したところでございます。

以上でございます。

**○21番（湯元秀誠君）** 以前にもちょっと、その件について私が求めたと思うんですが、やっぱりスマートインターチェンジのこの投資額を考えますと、投資効果、効率を含めてですが、効果が上がる、どういう効果を求めていくかと、そういうことやはり1つの目標にせにやいかんとですね。

福岡の広川町、今、市になってますかね。あそこはちょうど10億、町の財源を全てなげうってつくったんです。片や企業団地をつくって、片や住宅分譲地をつくって、あの周辺に大型の事業をかけて、セットでスマートインターチェンジをつくっているんですね。これ、10億の何十倍の効果があるわけですよ。企業誘致もわんさか来ております。行かれましたか。多分、九州管内だから、そんなところはなかなか思っちゃいやったんじゃないですか。あるんですよ、やっぱり。この間、私も広川のインターからおりましたけど、すさまじいもんでした。あの周辺の変わりようは。

やはり、こんだけの投資あるわけですから、イオンが来るためにやるのか。であれば、まだせんないかんことがあるんですよ。いつもいろんな方が一般質問されますけど、高速道路をくぐるそれぞれの幹線、始良町時代にもっと考えやれやよかったですでしょうけどね。歩道も設けたり、4車線化を考慮したり。これは大きなネックになってきますよ。立派なスマートインターチェンジができたとしても、何ら手をつけておられませんね。何かめどが立っていますか。例えばそういうことですよ。市民は、もっとせんならんこつがあらあよと思っていらっしゃるわけですよ。スマートインターチェンジが先か、あの高速道路のボックスが先かと。朝晩と苦痛を感じながら、あそこをくぐっていらっしゃる。一歩手前で信号機を待たんにやいかん。いろんな形で危険度の高いところの、ここの改良が先じゃないかっち、10人中10人が市民の方、思っていらっしゃいますよ。まだスマートインターチェンジち言うものが見えたり、頭の中で描くことができない方々かもしれませんけど。いや、どうでしょうか。

**○市長（笹山義弘君）** それは、まちづくりに対する考え方だというふうに思いますけれども。

始良市は、おかげさまで順調に人口がふえてございます。今後、少子高齢化が見える中で、当面の間は人口を伸ばす、その始良市のまちづくりの中には、そこが一番大きなところでございまして、そうした場合に、県央の位置をさらに高めていくということにしますと、その効果が出てくるというふうに私は考えているところでございます。

**○21番（湯元秀誠君）** スマートインターチェンジが、どこまで効果がないとかいうことじゃない。あるかもしれません。

しかし、実際、今、人口がどうの云々じゃもうあります。人口がふえればふえるほどですけども、やはり今、問題してるところの解決、これを市民がもって苦痛とされているところ、やっぱ取り除く計画、これを立ててほしいち言うことですよ。

スマートインターチェンジは先送りしてもいいですよ。それが、執行者の手腕ですよ。まあ、そりゃいいです。

先ほど行政改革というところのところで、ちょっと後、後ほどということでは言いましたが、この1点だけ、後、聞いてみたいと思いますが。

さまざまな検証を行っていかねばならないわけですけども、例えば、消防本部庁舎、これで当初計画から途中、完成まで、何回、何か所、何項目見直し、計画変更あったでしょうか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

庁舎完成に至るまで、毎週、工程会議等を開きまして、進行状況の確認、こういったのを進めながら完成に至ったというふうに考えております。

○21番（湯元秀誠君） 多分、私はこの間、本庁舎見せていただきましたが、既存のものを何か使って、装備は別ですね、消防の方々がいろんな危険な作業をされる中で装備は別、設備、附帯設備を含めて、ほとんど新品に変わっていますね。既存のものがあつたのかなあと、椅子にしても何にしてもですね。

やっばこういうことを、せっかくの予算だから予算を消化せえというやり方かもしれませんが、グレードが高過ぎると、私はひとり言で考えました。今回の訓練棟、お幾らですか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

訓練棟の総工事費、予算は約3億でございます。

以上です。

○21番（湯元秀誠君） 言葉では3億ですよ。高いか安いかわ、市民はどう思うか、どう感じてらっしゃいますか。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

消防の職員、隊員は、安全・確実・迅速に活動するために、常にさまざまな条件の中で訓練をする必要がございます。そのために、さまざまな条件を設定、想定できる訓練施設が必要でございます。高所、低所、濃煙、熱気、水中、こういった設備が備わっているわけですが、また一般市民による体験を通して、防災に対する意識を高めていただく、こういった計画の訓練施設となっているようにございます。

○21番（湯元秀誠君） それはわかっています。始良市の消防が、競技大会において優秀な成績を上げられる。以前は、自分たちの手づくりで訓練施設をつくってやっている。わかっていますよ、私は。立派なやつをつくってあげたい。そりゃ、あります。

ただ、私が言うのは金額なんですよ。国東市の消防本部庁舎、2億9,000万でつくってんですよ。これが、訓練棟だけで3億。もっと安価でできる工夫はできなかったか、そういうことも考えるんですよ。

まして、議会にまだ設計の提出もなされていない。これも一言言っておきます。

副市長に1つだけ、お聞きしていいですか。

予算を組み立てる中で、もちろんヒアリングやいろいろされるとと思いますが、市長も副市長も市長も立ったりします。もちろん会計管理者が、一番それにらみをきかせながらなされるとと思いますが、一番今、始良市で力を入れている、その部分はどういう項目、どういうことなんでしょうかね、予算組みをするときに。これは行革も入ります、の中で。

○副市長（大橋近義君） 2006年の地方自治法の改正によりまして、従来の（「短めに」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

それでは、始良市は総合計画のもとに、今38本の基本計画をつくって、それぞれの事業を実施をしているわけでありまして。その計画にのっておるかということ、策定の基本だと思います。

○議長（湯之原一郎君） ここで申し上げます。残り時間が8分ですので、このまま一般質問続けます。

○21番（湯元秀誠君） 財政の健全化という中で、行政改革で示されていますね。この中で、私が職員の能力の発揮ということで、委託をするからだめだという、そういうことじゃないんですよ。委託して返ってきたものを、どうもんでいくかということ、をなされているか。そのどん程度の力で、財政面からどうか。会計の管理者がここまでやるのかと、そういうやりとり、どの程度密度の高いものを行っているかということなんですよ。

始良市で書いてありますわね。まず1つは、枠配分型予算編成の導入、これがいろんなそういうものがあるから、枠組みを大体決めましょうと。予算配分しましょうよ。自分たちでつくっちゃったですよ。

2点目、予算のメリットシステムの創設。これは職員の頑張った、そういういろんなものに対する評価、財政についてですよ、これは。そういうことで、これは経常経費の削減を、例えば何%やるとき、もうこういうものがないとできんわけですよ。皆言いたい放題言って、親分が決めていきやそれでいいという時代、終わってるんですよ。

ですから、ここにうたっていらっしゃるんですね。これは市長、もう一回再確認して、肝に銘じて皆さんに職員一丸となって、ここはどうでしょうかね。再認識させていただいて、今行革でやろうとすること、私はやってほしいと思っていますが、これは重要じゃないかなと思います。会計管理者でもいいです。

○会計管理者（恒見良一君） お答えいたします。

一般財源の枠配分ということで、もう今、議員のほうからありました。

今、始良市のほうが取り組んでいる状況でいえば、少しずつ一般財源のほうも、普通交付税の関係とも含めて減っていく。そしてまた、社会保障関係も伸びていくという。その中で、この一般財源につきましても、今ありましたように、ある程度の枠を決めて、これぐらいの中でということで、前年度からすると、必要最低限の中で予算の調整等もやるというのが、今の26年、27年にかけての予算編成の状況でございます。

以上でございます。

○21番（湯元秀誠君） 農政部の人が楽だち思っただけかもしれませんが、切りかえます。

質問の2項にいけますが、鳥獣害対策の件で、強化ということでお願いしていったわけですが、もうこれはなぜ短くなったかと言いますと、事前に話し合いをさせてくれということで、農政部長と課長と話をしておりますので、ここで若干、資料も渡してありますけども、2人の事例を私は提示してありましたけども、ここでお話しすると、猟銃免許の取得、資格を取った、猟銃の所持許可も警察から取った。しかし、通常の狩猟期間中はできたが、有害駆除のときには参加することはできないと言われた。狩猟するための年会費を猟友会に2万5,000円払えと言われた。そういうことですね。

そして、害虫駆除をしたいと思えば、5年間猟銃、5年間実績を踏めと。でないと、猟友会の推薦が必要だと。でないと、警察が許可をしないぞということで、2万5,000円払っていますと。

しかし、狩猟期間は11月からですかね、11月から3月まで4か月間ですね。その以外の害虫駆除のときには、鉄砲は撃てないという話です。

今度は、わなを取った方の話です。わな資格を取った、もちろんここで先ほど出てますけど、5,000円の補助金をもらって資格を取りました。税金として2万7,000円払えと。わな設置許可カードをそのかわり、50円のを20枚もらって、2万8,000円払った。猟友会の方に2万……。その人がいわく、鹿どん1匹2匹とったち、赤字じゃっち。湯元さん、おいは害虫駆除はすおごねがおち。まあ、こういう話です。

私は今、中山間地直接支払制度の集落協定の事業の役をしていますれば、どうしてももう鉄砲を持つ人がいないもんですから、1人の人に鉄砲免許を取らせてから、補助をやるからどうにか取ってくれということで、そちらのほうから助成もしております。

それから、猟友会のそういう方々にも協力しようということで、話し合いやら進んでしておりますが、こういうことで猟友会の方々が、なぜそういう2万5,000円とか、そういうことをされているか、その点はちょっと調べていただきましたかね。

○農林水産部長（海老原経記君） お答えいたします。

今、議員ご指摘の狩猟免許等についてですけれども、時間がございませんので、簡単に申し上げます。

まず、狩猟するときに免許を取らないといけません。いわゆる狩猟免許取得に約1万5,000円。それと、猟銃所持許可に約6万9,000円。それと、狩猟者登録に約2万6,000円。合計で約11万円ほどの費用負担が発生するようでございます。

同じくわなで申し上げますと、わなの場合には約3万1,000円程度です。

これ、狩猟免許につきましては、いわゆる税の減額がございまして、いわゆる取得割の、市民税の取得割のかかっていない方は、約5,000円程度減額になるようです。

それと、先ほどおっしゃいました、いわゆる資格を持っておきながら、いわゆる害虫駆除に参加できなかったということもございますけれども、今、通常の狩猟期間以外の許可は、市の有害鳥獣捕獲許可の事務取扱要領で規定をしています。自由による捕獲の場合には、1年以上の経験年数があればできるということもございます。

先ほどおっしゃいました5年間といいますのは、以前はそういった決まりもあったようなんですけども、現在では1年間あればいいですよということになっています。

そこで、1年間であるにもかかわらず、いわゆる資格がなかったということは、恐らくその猟友会

の会長様が安全面ですとか、いわゆる技術面を考慮されまして許可にならなかったのかなあと。これも推測でございますけれども、そういったことではなかろうかと思えます。

それと、「時間じゃっど」と呼ぶ者あり）今、先ほどおっしゃいました、いわゆる狩猟免許を持っている人に対する助成ですけれども、わな免許につきましては、県のほうは5,000円補助が出ます。それと、銃を持っていらっしゃる方につきましては（「よかど。もう。」と呼ぶ者あり）

○議長（湯之原一郎君） これで、湯元秀誠議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。午後からの会議は1時15分から開きます。

（午後0時04分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時11分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

11番、小山田邦弘議員の発言を許します。

○11番（小山田邦弘君） 登壇

皆さん、こんにちは。小山田邦弘でございます。自分は、戦われてないようですがくも合戦の疲れがお見えの方は何人かいらっしゃるようですけれども、1時間ほどよろしく願いいたします。

某民法の深夜番組ではありませんけれども、きょう最初に皆様方に訴えたいのは、今回取り上げましたテーマ、ダブルケアという言葉は、いまだ一般的な定義がされていないということでもあります。これは、子育てをしながら介護をする人たちがふえている、そういう人たちの地域課題がふえていますよということなんですけれども、今は横浜国立大学の先生と横浜市が一緒になって、それを実証調査研究を進めているというものでございます。けさの時点でも調べてみましたけれども、インターネットのウィキペディアにも、まだダブルケアは書き込みがございません。なので、全く新しい言葉だというふうにご理解いただければと思います。

ただ、私はそれがあるだろうなと思って、今回取り上げたわけなんですけれども、これ確かに昔からあるようなことなんです。ただ、今、横浜のほうで研究されているチームの中で言われていることなんですけれども、そんな昔からあるよというのはNGワードです。今回はそれを抜きで考えてみたいと思います。と言いますのも、先ほど先輩議員からエールのようにして新聞記事をいただいたわけなんですけれども、これは大介護時代、これから大変な介護の時代がやってくるよという記事なんですけど、そこにも同じようなことが書いてあります。かつては、多くの兄弟の時代に介護を一手に担ってきたのは長男の嫁であったと。しかし、いまや長男の嫁は実家側の長女という介護の司令塔である。つまり、今はどんな人でもいろんなところでいろんな角度で介護にかかわらなくてはならなくなってきたという、そういう時代がきているということでございます。なぜそれがNGワードになるかといいますと、昔からあるよということが、今のこうした女性たちに対してストレスを与えてしまう可能性があるからです。なので、きょうは昔からあるよということを思わずに、議論に参加していただければというふうに思います。

それでは、質問事項1、ダブルケア（子育てと介護の同時進行）について。

要旨1、少子化と高齢化が同時進行する中で、晩婚化と出産年齢の高齢化が進むことにより、子育てと親の介護を同時にしなければならない世帯（ダブルケア世帯）が増加するという予測もあるが、本市ではこのような予測をどのように捉えるか。

要旨2、現時点において始良市内で、子育てと親の介護を同時にしなければならないダブルケアの状態にある世帯、あるいは個人の実情（世帯数や人数、増加傾向など）や、実態（暮らしの様子など）は把握できているか。

要旨3、現時点において始良市として、ダブルケアの状態にある世帯や個人に対して、具体的な支援策はあるのか。また、今後検討されている支援策の方向性や具体策があるのか。

以降は、一般質問者席より行います。

## ○市長（笹山義弘君） 登壇

小山田議員のご質問にお答えいたします。

1問目のダブルケアについての1点目のご質問にお答えいたします。

本年6月1日現在の本市の14歳以下の人口は、1万859人。年少人口割合14.3%であり、65歳以上の高齢者人口は2万1,627人の高齢化率28.4%で、昨年同期と比較しますと、年少人口割合は変わっておりませんが、高齢化率で0.8ポイント増加しており、本市におきましても、少子高齢化が進んでいる状況になっております。

一方、日本の人口の構成において、本年度、団塊の世代が65歳以上となり、その子どもたちである1970年代に生まれた、いわゆる団塊ジュニアの世代が高齢者を支える世代となってきました。この世代以降の方は、一般的にライフスタイルの変化や、高学歴化に伴う就労年齢の高年齢化などにより晩婚化が進んでいると言われており、高齢者の介護と子育てを同時に行わなければならない世帯も、増加していくものではないかと推測しているところであります。

本市の将来人口推計では、今後、高齢者人口は増加していくものと推計しており、さらに、先の報道でもありましたように、子育て世代の流入人口が増加しておりますので、高齢者の介護と子育てを同時に行う世代がふえてくるのではないかと推測しているところであります。

2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

現在、本市においては、高齢者介護における在宅での生活の支援など、さまざまな相談に対しては地域包括支援センターを中心に応じておりますが、その中で子育てに関する相談などについては、それぞれの関係部署につないで支援しているところであり、統計的な実態等については、把握はしていないところであります。

高齢者等に対する介護は、先の見えない、長い期間を必要とする支援が続くものであり、一方、子育てについては、ある程度、期間として目安がつかいますが、いずれにしても、高齢者の介護と合わせて子育ても同時に行われている方は、肉体的、精神的にも負担が大きく、多くの悩みやストレスを抱えておられるものと推測しております。現在のところ、本市におきましては、ご質問の子育てと親の介護を同時に行う、ダブルケアの世帯の方に対して、介護と子育てを一元的に相談、支援できる体制ではありません。

しかしながら、本年度、組織再編を行い、保健福祉部を発足させ、保健、子育て、介護等の保健・福祉部門の連携、強化を図っておりますので、きめ細やかな対応ができるものと考えております。子どもは、地域の「宝」であり、「希望」であります。高齢者は、地域の「知恵」であり、「誇り」で

あります。その子育てと高齢者の介護を行う市民の方々を、今後とも力強く支援してまいります。

以上で、答弁を終わります。

○11番（小山田邦弘君）　今回は、スマートな答弁書をいただきまして、ダブルケアにある人にすれば、非常に心強い答弁をいただいているかのように思います。中身としましても、基本的には私が考えているようなことと同じような方向にあるような気がしますので、逆に今回はより突っ込んだ、深掘りした議論ができればなというふうに考えています。

しかし、この答弁書にもありますように、実はこの実態が把握できていない。これは本市ばかりでなく、これは全国的にまだ実態の把握には至っていないというところであろうと思います。ただ、実態がわからなければ、いろんな手を打つにしてもどうすればよいのかというのがわからないわけでございます。まずは、実態把握というものがやはり必要だろうというふうに思うわけですが、今の今ですからあれですが、現時点でこの現状把握にはどのような方法、あるいはアプローチが考えられるのでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君）　お答えいたします。

福祉部門、保健部門、それぞれ事業計画つくって、いろいろな施策を行っているところでございます。その事業計画をつくる中で、今、おっしゃるような形での実態把握でございますが、高齢者の部分は介護保険の事業計画、それから子ども子育ての関係につきましては、子ども子育て支援事業計画、それぞれ別々に、例えば高齢者の場合であれば、どなたか介護を主体的に行ってくださいの方がいらっしゃいますかというようなのを、お聞きしているところでございます。

それから、子ども子育ての場合は、子どもをどなたか近くで見ておられる方がいらっしゃいますかとか、そのようなことを聞いているところでありまして、一緒にダブルケアといいますか、一緒に子育てと介護を一緒にされているというような聞き方はしておりませんので、そのあたりは今後、おっしゃるような形での実態調査にあたるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○11番（小山田邦弘君）　私も、頼るところはそこしかないと思ひまして、今回、この子ども子育て、それから介護の計画をめぐってまいりました。恐らくこれをクロス集計していけば、何らかの母数みたいなものは見えてくるんだろうと思います。しかし、これは難しいです。最初に計った数が違います。難しいと思います。例えば、もしダブルケアというものを意識できるようになれば、今後、この計画をつくるときにも、今言われたようなアンケートの項目の中に、例えば子どもを預けたいんだけどというときの理由に介護って言葉が入ってもいいわけです。今、これ介護って言葉が入ってないんでダブルケアの実態がわからないということが、今回わかったということなんです。

わからないものを、わからないままここでお話をしていくと、皆さん全然わからないことになってしまうので、ちょっとわかりやすいところにふり戻さなきゃいけないという意味で、実際、どういう方法でわかっていただくかというんで、今回、私、介護事業者、それから福祉の事業者の方に5人ほどお集まりいただいて、そこで実態としてダブルケアというのを把握されてますかっていうようなことをお聞きしたんです。そうすると、あることはあるけれども、具体的にどんなことが起こっているのか、介護の側からすればその先でいる介護者が、子育てでどんなことが困っているのかというの

までは把握できてないとおっしゃるんです。困ったなど、でもあることはあるんだなど。じゃあ、そこにたどり着きたいと思って、じゃあご紹介いただけますかとなると、今度はプライバシーの問題があって、そこに行けないんです。

しかし、この問題で言う一番いいのは、ご本人に話を聞くということだろうと思うんです。しかしこれ、例えば市役所はいろんな情報が集まります。先ほど言われたように、介護も子育ても入ってまいります。連携をとっておっしゃってます。これ個人情報すごい入ってくる問題ですけども、その中で本当に連携が取れるとお考えでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

今、おっしゃるように、まとまった統計的なデータというのは、ちょっと難しいと思います。

ただ、私どもが、例えば高齢者の場合でありますと、地域包括支援センター、そのあたりで相談業務受けております。なお、今、おっしゃったように事業所の方、ケアマネージャーさん、そのあたりの方といろいろ相談を受けております。その中で、ケース・バイ・ケースでございますけど、お孫さんがとか、結構若くて、若くといいますが60代ぐらいで介護が必要になって、お孫さんがまだ、子どもが小さいとか。そういうことで、保育所、そのあたりの保育の関係とかいうのの相談というのもございます。そのあたりは、ケース・バイ・ケースで今、対応してるというのが現状でございます。

以上でございます。

○11番（小山田邦弘君） 本当は、いろんな人たち個人の声を集めてきて、ここでご紹介するのがいいんです。だけど、これ本当に難しいです実際、難しいです。だけど、きょうは特別に、ここにダブルケアの方を連れてきました。聞いてもらいたいと思います。でも出てきません。実は、私がダブルケアなんです。私の話を聞いていただければいいかと。

実は私、48でございます。長男が高校1年生、長女が中1で子育て世代です。だからワンケアです。父が、あさって77になりますけれど、今、腎臓を患っております入院中、昨年から要介護2がでます。ダブルケアでございます。じゃあダブルケアの人間がどんな暮らしをしているかということなんですけれども、例えばこの6月、私の暮らしっぷりなんですけど、雨が多いです。6時過ぎには息子を帖佐駅まで車で送っていきます。帰って身支度をして、議会があれば議会に行きますし、なければ電気屋の仕事をするということです。夕方に終えまして、病院に着替えを持っていきます。何もなければまた持って帰って洗濯をなんですけど、気の利いた優しい看護師さんが、あら小山田さん、ほら、きょう息子さんが来てくれたよ、息子さんに手伝ってもらおうかって言われて、にっこり笑ってスプーンを渡されると、そこから40分、食事介護なんです。終わって、7時過ぎでしょうから、うち帰って8時近く。それから洗濯をして、家に帰ってかみさんと子どもたちの機嫌をとるっていう、こういう暮らしをするわけです。

非常に生々しいお話であれなんですけど、市長、ダブルケアの人たち、どんな印象でしょう。

○市長（笹山義弘君） 介護一つでも大変でございます。それでして、子どもを、子育てというのは、本当に夢中でやりましたので、私も3人育てたということですが、そういうことで、そのときは必死でしたけれども、今、第3者的に孫の様子を見たり、子ども様子を見ますと、この子育てもまた大変な作業であります。ですから、2倍のご苦労、心労があられるのかなということは感じます。



○11番（小山田邦弘君） 皆さん、大変だと思います。例えばそれ、改めて自分がやっっているながら思ったんですけど、これなんかを見ると、あなたはどんな介護を将来受けたいですかみたいな項目がございます。そうすると、自分でもそうかなと思いますけれども、やっぱり自宅でって書いたんです、1番。誰に見てもらいたいですかって、配偶者、その次子ども、子どもの配偶者なんです。そういうのを見れば、やっぱ無理するところもあって、頑張りますよね。その頑張りすぎのところ、このダブルケアで何らかの問題を起こしてしまっているんだろなというふうに思うわけですけども。

今の、私のサンプルだけをもとに話を進めると、私を救ってくださいみたいな話になるんで、ちょっと一般化したお話にしなきゃいけないというので、きょうは執行部の皆様には最初をお願いしてあったと思うんですけども、これをもとに始良市子ども子育て支援事業計画、これをもとにちょっとダブルケアというものをもう一回見てみようというふうにするんですが。

7ページをお開きください。ここには、一番上に始良市の年齢区分別の人口構成比が出ております。この計画は、私はよくできていると思います。ただ、前提となる部分にちょっと引っかかりがありますので、それをまず正してみたいと思います。

先ほどの市長の答弁、それから今回の一般質問の中でもたくさん出てきておりますが、本市は少子高齢化にあると、少子化だということが盛んに出てくるわけですけども、私、このグラフ見る限り、この町は少子化のように見えないんですけども。先般、福山次長もおっしゃいましたけれども、子どもの数は微増であるという実例もある。しかし、これから5年間の子育て計画は少子化をもとに組み立てられている。市長、これ本当に少子化だというふうに認識されてるでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 一般的に、少子化と高齢化は分ける必要があるかもしれませんが、言葉として少子高齢化と言っておりますので、厳密には本市においては少子化はそういう状態にとどまっている、そして高齢化は進んでいるというのが正しいかもしれないと思います。

○11番（小山田邦弘君） 私も、そのように思います。

これが、例えば6ページのように平成2年と平成5年のように、3ポイント近く、それからその後も2ポイントずつ落ちてくるような時代と違います。我が市は、今0.2ポイント、あるいはもうほぼ変わらないくらいの推移を示しているわけです、これから5年間は。となると、単に少子化とは言い切れない。もし少子化ということにするとしても、少子化が鈍化する5年間だと見るのが本来は正しいデータだろうと思います。

実際に、この一番下、7ページの下、ゼロ歳から18歳までの人口を足し上げてみます。そうすると、平成27年、ことしです、の予測では1万3,746人なんです。5年後の平成31年を足し上げると、1万3,706人なんです。40人しか減ってないんです。この中にもしかしたら、イオンベイビーが入ってきたら、ぐんっともう簡単にぬいちゃうかもしれないような人数なんです。だからやはり、少子化が鈍化しているというふうに見るべきだろうと思います。

こっからが大事です。子どもの数が思ったように減っていない。予想どおり高齢人口はうなぎのぼりでふえている。15歳から64歳までの生産年齢人口はぐぐぐっと小さくなってます。そういうグラフなんです。つまり、これは世代で見て、世帯でなく、世代で見たときに、我が市はダブルケアの状態にあるというふうに見てとれるのではないのでしょうか。あるいは、ダブルケアに陥りそうな世帯がふ

えるグラフというふうに、私は推測したわけですが、市長いかがでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） 私のほうからお答えいたします。

今、おっしゃるように、この7ページの表でございますが、これはあくまでもここ四、五年のをもとにつくってというか、人口推計をした表でございます。ただ、我々の頭の中には、それ以降、10年単位のも考えないといけません。ですから、少子高齢化というのは、あくまでも現時点においては始良市の場合、少子のほうというか、年少人口のほうは、ほぼ横ばい状態でございますが、高齢者人口はふえていくと、生産年齢人口も減っていくと。ただ、その残り32年以降、これにつきましては、恐らく日本全体も減っていきますので、始良市もそこは避けて通れないというふうに考えております。そういう意味からも、頭の片隅に少子高齢化というのを置きながら、ここ四、五年の支援計画、そういうのをつくるための参考資料と、推計人口という形で考えているところでございます。

以上でございます。

○11番（小山田邦弘君） 割合ですから、数でなくて。割合で5年間を見るわけですから、トピック的には、やはり鈍化して高齢化が進むと見ないと、計画成り立たないです、それは。そこがまず、大きなところですよ。要はダブルケアで見えていくと、そういうことが気づくということです。

じゃあ、ダブルケアな状態がこの町の実態だというふうに、もししたならば、次の8ページには世帯別の推移が出ておりますけれども、単独世帯がふえるわけですよ。独居老人がふえるということだろうと思います。近居はあるでしょうけれども、同居はしていない家庭がふえると。こういうのがどんどんふえていくということになれば、もしかしたら、今、盛んに言われておりますけれども、救急車の利用なんかはこれと関係してくるかもしれないですよ、実態として。だって、近くにいないわけですから。じゃあ、ダブルケアということ意識したら、消防や危機管理ももしかしたらダブルケアということを、今後、考えていかないといけないかもしれない、政策的に。

その下にいきます。子育て世帯の推移です。シングルマザーがどんどんふえてますよ。じゃあその人がダブルケアな状態になったらどうなるんだろう。じゃあ今度また福祉のほうで新たな政策が考えられていかなきゃいけないだろうなというふうに思います。10ページ目なんですけれども、ここは実は男女共同参画のほうにお聞きしようかなと思っていたら、先週的一般質問の中でダブルケアという言葉をちゃんと出していただいて、聞くことがなくなってしまったかなというふうに思ったんですが。

実は、やっぱりこれ始良市の30代、40代ぐらいから、やはり再就職率がふえているんですか、女性の就業がぐんぐん、また上がっている。ここの中で子育てをしながらダブルケアの状態にまたなっていく。ここはやっぱりサポートしなきゃいけないっていうのは、恐らく男女共同参画のことになってこようかと思うんですが、今まで男女共同参画の中でよく聞いた言葉は、イクメンみたいな言葉を提唱されて出てきましたけれども、介護のほうからいくとケアメンという言葉が出てきております。この男女共同参画の中でケアメンに関するような施策は、何か進んでいるのでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 大変難しいお話だと思いますが、男女共同参画の視点から申し上げますと、いわゆる具体的に申し上げますと、出前講座とか、そういう子育ての方々を対象に集めた子育てにかかわる男女のあり方とか、そういう講座はしているようでございますが、介護については今の

ところ、両面からというのではないようではありますが、ただ、いろんな男女共同参画の講座をとおして、その講座を受けた方が、いわゆる優秀な人材の方だと思いますけれども、先日、帖佐地区公民館で、そういうダブルケア的な講義と申しますか、そういうのをされたというのは聞いておりますけれども。ただ、まだまだ不十分な点はあるというふうに考えております。

○11番（小山田邦弘君） やはり、幾つか、もうすでにそういう動きがあったり、実際に今、やってらっしゃることで、ダブルケアを緩和してあげることってというのは、実際あるわけなんです。その見せ方どうするかっていうようなことだと思うんですが、じゃあ具体的に市がやっていることで、ダブルケアをするものってどんなのがあるんだろうと思って、この具体策のところちょっと話を進めていこうと思うんですが。

例えば、延長保育事業っていうのがございますけれども、これは、介護を理由に受けることはできるんでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

保育っていうのは、あくまでも今のところ、いろいろ認定、すいません、子どもさんたちを母親の就労とか、そのあたりの要件によって保育所のほうに入所するという形になっております。その中に親の介護っていう項目もございますので、延長保育にかかわらず、保育園、保育所に入所するのは介護っていうのが理由でもできるということでございます。

○11番（小山田邦弘君） 私も調べさせてもらって、そのようなことだろうなというふうに思ったんですが、例えば市のホームページに延長保育のことなどが書いてあるんですが、介護が理由になりますよということは書いてないです。やはり就労だけになっています。これが書いてあれば、ダブルケアの人は一つ楽になるんだろうな。これは表示の仕方、あるいは伝え方の問題だろうと思います。ぜひ、そこ対応していただければいいなというふうに思います。

それから、具体策の中でもう一点。放課後児童クラブというのがございます。ここの中にもどういふことがしてあるというのは書いてあるわけですが、保護者の就労や疾病等の理由で放課後に保護を受けることができない、小学校に就学している児童に対して、適切な遊び場を提供するという事業なんですけど、このときの疾病等の等に介護は含まれているんでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） 含まれていると考えております。

○11番（小山田邦弘君） それは、この児童クラブっていうのは運営主体がそれぞれですけども、どこのクラブでも同じという認識でよろしいんでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） 今、私どもが委託しているところは同じ条件で委託しておりますので、どこの児童クラブであっても要件は一緒だというふうに考えております。

○11番（小山田邦弘君） 実は、ここにこう書いてあるようなクラブの運営規約を見たくてご連絡差し上げたんです。なかったんです。全部がなかったっていうことです。本来はあるんだろうと思うん

です。時間もなかったもので、じゃあ自分で探せばいいかなと思って、幾つかあたってみたんです。そうすると、規約全然違うんです、やっぱり、これに関して言うと。書いてあるところもあるんです、それがきちんと理由として。

例えば、親族を常時介護しているとかっていうのが書いてあるところもあれば、片一方は、何もありません。やっぱり働いているっていう方で。ついであってわけではないですけども、受けてもらえないんですかとかいうのをちょっと聞いてみたんです、書いてないところに。そうすると、相談には乗っているような形です。表記されてあるほうに聞いてみて、でも介護って突然始まるんですよ。年度はじめからじゃないんですけどどうするんですかっていう質問したら、ちょっと困られたんで、ここでも同じように聞いてみたいんですけども。現場的にはどんな対応を取られるんでしょう。本当6月ぐらいから急に常時介護とかっていうことがあるわけです、認定によって。そういうダブルケアに突然、年度はじめじゃなくて年度途中でダブルケアになった人たちのお子さん方はどういう対応をとるでしょう。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） 恐らく、私もちょっとその辺まだ勉強不足ですが、ケース・バイ・ケースで対応していただけるんだと思っております。

○11番（小山田邦弘君） 本当、すごい正解なんです。実はケース・バイ・ケースだったんです。私があたったところ。実行委員会形式みたいなところになると、実行委員会が人のいい人たちばかりだったりするものですから、途中で委員会開いてもらって、こんな困っている人がいるんだけどどうするって言って、受け入れたりされてるんです。それはすごいなと、その実行委員会の人たちが偉いなと思ってんですけども、もし本当にこのダブルケアっていうのがふえるというふうに、この答弁書の中にあるように思っているらっしゃるのであれば、これはきちんと統一するなり、あるいは事業者が違うんだから、統一は難しいということであれば、ここは受けてもらえます、ここは難しいですとかっていうような、振り分けを行政のほうでして差し上げたらいんじゃないかなというふうに思うんですが、これ本当に規約の問題があって、すぐすぐ手は付けられないと思うんですが、部長、いかがでしょう。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

今おっしゃるように、介護のほう突如といえますか、急に始まると、そういうのもございますので、救急に来月から云々というのは無理かもしれませんが、一応できる限り何とか預けが児童クラブに入所っていうか、通うことができるような形で検討していきたいと考えております。

○11番（小山田邦弘君） ぜひ、よろしく願いいたします。

それと、先ほどの延長保育と一緒にですけども、児童クラブについてもホームページ上では介護って書いてないです。ぜひ、ここもご検討いただければというふうに思います。

そうやって、おかげさまで足で稼いでみるもんだよというのを、逆に教えていただいていたら、いろんな方にお会いすることができました、おかげさまで。そうするうちに、私の中にあつたダブルケアの概念を広げることができました。というのは、特殊な方にお会いしたんです。上のお子さんが幼稚園、下のお子さんが国指定の難病を抱えていらっしゃいました。これもダブルケアですよ、も

う。だって24時間見てるわけですから。これ介護より大変だろうなと思いました。それをしないと命にかかわるんです。これはもう本当にダブルケアです。

そのお母様とヒアリングをさせてもらいまして、とにかく休む間もないと、気が休む間もない、体も休む間もない。相談しようにも、どこに相談しても受け入れてもらえそうな気がしないというんです。例えば、本市の中で病児病後児保育事業というのはありますけれども、ここも難病となると対応はどうなんでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） 病児病後児保育の具体的な内容については、担当課長のほうから答弁させます。

○保健福祉部子育て支援課長（黒木ひろ子君） 子育て支援課の黒木でございます。お答えします。

病児保育につきましては、今現在、1か所で実施しているんですが、そこについて重度な病気を持たれたりというような方について、すぐに受け入れが可能かというところ、そこらは診断書等で受け入れをされておりますので、そこらは相談していただいて利用していただくということになると思います。以上です。

○11番（小山田邦弘君） 例えば、1つの相談です。そういう方は、本当に大変なんだろうなと思いました。まず、そのお子さんを連れて相談に行くのが大変なんです。例えば、その方は介護ということではなかったですけども、例えば上の子のことで別のところに行ってなったときなんかは、下のお子さんを連れて行くのが大変だと。相談時のストレスがすごくあるっていうようなことだったんです。だから、そういう特殊といえば特殊なんですけれども、実はそういう人ほど救ってあげたいところはありますよね。なので、規定とかにかかわらず、そういう方に手を差し伸べてあげられる何かがあったらいいなというふうに感じたところですけども。

ただ、そのお母様はいろんなところに行って、実は断られるそうです。某国立病院に行っても、療育のことで行っても断られたりしたと、ショックだったと。相談して相談した挙句、ご紹介いただいたのが実はこれだったそうなんです。始良市療育支援ガイドブック。これ私知らなくて、どこでもらったんですかっていう話をしたら、牧ノ原かな、どこか学校がどっかで紹介をいただいたんですか、なんかそんなようなことでした。とにかく、でもこれがあって、すごく相談のアクセスがよくなったんです、すごくいいですというふうに、非常に褒めてらっしゃいました。

私、これ知らなかったのが恥ずかしくて、そしたら最近ホームページに上がったんですよ。ホームページ掲載されてました。これ本当、特殊な人から、特殊って言ったら失礼ですよ。そういう本当にごく限られた方から評価をいただいたわけですけども、実はそれをみんなが知っていることが、そういう人たちにとって役に立つことになるんであろうと思います。ぜひ、議員の皆様方もそうです。これを手に取って中身を見ていただければと思います。そういう方が褒めてくださった始良市のガイドブックでございます。ぜひ、うまく使っていきたいなと私自身、思います。これつくられた皆さんにもよろしくお伝えくださいということでしたので、この場を借りてお伝えをしておきます。

現場的な話でいうと、実はこの週末に飛び込んできたニュースがあって、それについて始良市はどうなのかなというのをお聞きしてみたいと思います。所沢市で、今、問題が起きています。今、保育園に預けてらっしゃる、お子様を預けてらっしゃるお母様が、第2子を出産されるためにお休みを取

りましたと。そうすると、預けている第1子を退園扱いにすると。要は今回の法の改正を厳格に運用した結果だというふうに所沢市長はおっしゃっています。そういえば始良市はどうなっているんだろうというふうに思うんですが、運用が変わる変わらないというのものもあるし、今の時点では出産の休暇、育児休暇になるんですか、の人たちの第1子の待遇はどのようになるんでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

私もちよっとその記事見させていただきまして、先ほどですけど担当のほうに聞いたところでございますが、始良市では育児休暇1年間であればそのまま入所しているのが可能であると。ただ、1年を超すと3歳未満の人の場合は退所していただくというような形で、今、運営しているということでございます。

○11番（小山田邦弘君） そこで、質問でございます。先週、一般質問の中で出ましたけれども、本市もまだ待機児童いらっしゃいますよね。恐らく所沢はもっとあつたりして、そこへの回答もあるんだろうと思うんですが。1年間はいいですよってしたときに、例えばそれでも待機で待ってらっしゃる方々にはどんな説明をされますか。そこからは、じゃあ私は入れてもらえないのということになりますよね。働いていて、自分は待ってる。でも、この人は子育てのためにうちにいるのに、1年間入れられるということになるわけです。現在の待機の方には、どういった理由で説明をされる予定でしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） そのところまでは、ちょっと考えておりませんでしたけど、現在、待機になっておられる方は第3希望まで申請していただいて、それぞれの園の中で、どうしても点数制でいきますので、その一番その上の入られる方の点数を越して、越さなかったということで待機になってるというような形になっておりますので、1年間という期間でありますけど、やはり実際、今、入っておられる方は子育てで頑張っておられるということで、ご理解いただくしかないのかなというふうに考えております。

○11番（小山田邦弘君） 市長、今、現場的にはそういうことだったわけですけども、これ所沢市は25日に記者会見するらしいです。マスコミがわんさか押しかける中で。訴訟問題みたくなってしまうわけなんですけども、そのときにやっぱり市としては、きちんとしたルールに則ってやっていますって説明ができないと困ると思うです。やはり、そうやって待機の方からの問い合わせにもやっぱり、きちんと答えられるルールが必要だと、あるいは対外的な説明が必要になってくるという一つの事例が今、所沢で起きているんだろうと思いますけれども、市長、この件はいかがですか。

○市長（笹山義弘君） ちょっと私、承知していなかったものですから、あれですけども、今どうしても、皆さん子育てについて必死でありますから、そういう中で権利という点からしたときに、平等にしなければならないところでしょうが、万人に等しくということ、なかなか難しいというものがあります。したがって、ルールは一定のものを課しますけれども、特別な理由を持ってとか、いろいろそういう温情的な施策もできるんじゃないかというふうに思いますので、その辺はそれこそケース・バイ・ケースではないかと思えます。

○11番（小山田邦弘君） 市長は、温かいのでケース・バイ・ケースだとおっしゃっているんで、もう一つケースを出してみようかと思うんですが、例えば、今のケースは出産にかかわることで退園を余儀なくされるということなんですけれど、例えばそれが出産でなくて介護になった場合には、始良市の場合にはそのまま在園ということでもよろしいのでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

先ほども若干、ご説明いたしましたけど、保育所の入所の要件に介護と、母親の就業もですけど介護という部分もございまして、そこは可能だと思います。

以上でございます。

○11番（小山田邦弘君） 恐らく、そういうふうになるんだろうなと思ったんですけども、そういうルールが見えてこないということなんです。それが見えてれば、恐らくダブルケアの人たちの一つ、熱を下げられるところもあるのかなと思います。それはどうなんだろう、どこに聞いたらいいんだろうというところで、ストレスになっている部分があるということだろうと思います。

そろそろ時間もなくなってまいりましたので、何がしかのまとめに入っていけないといけない。課題をちょっと提示をして、今回は終わりたいと思うんですけども。

横浜市、よくお読みなつてらっしゃると思うんですけど、横浜市なんかやってる研究の中でも、一番の課題は今回の回答にもあるんですが、やはり役所の縦割行政によるところが大きい、それをどうするかというのが大きい課題だというふうに言われております。欲を言えば、本当欲を言えば、ワンストップの行政サービスができる仕組みができればいいんでしょうけれども、なかなか難しいだろうと。

先週は、ネウボラの話もあったりしましたけれども、子育てみたいな一つのテーマであれば、そういうワンストップも可能かもしれませんけれども、ダブルケア、トリプルケアみたいな話になると難しいだろうなというふうに思います。連携をというふうに書かれてるわけですけども、やっぱり現場の人たち、部長クラスではなくて、現場の人たちの情報交換というのが一つは大きいんだろうなと。今の時点で、あるんでしょうけれども、部門を超えた現場の人たちの情報交換の場というのは実際にあるのでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

おっしゃる一元的、このテーマで云々という情報交換の場というのは、恒常的な部分についてはございません。ただ、あくまでも相談に来られる、例えば障がいのほうで来られて、子育て、それから介護っていうのが相談内容に含まれているというときには、ケース会議といたしまししょうか、結果、ケース・バイ・ケースで、それぞれの担当の者が集まって、相談者を交えたり、またはお聞きした内容で話し合いする、ケース会議をするということは、頻繁にやっているというような状況でございます。

○11番（小山田邦弘君） 実は、これは福祉、それから介護の事業者さんたちとお話をする場が出たことだったんです。その現場の人たちでお互いに情報交換すれば、ダブルケアの中で深刻な状態をサポートすることはできるかもしれないと。例えば、もしかしたらそれは民生委員さんからの情報がそ

こに入ってもいいかもしれないし、あるいは水道の検針員さんからでもいいかもしれないとおっしゃってるんです。そのくらい、家の中が見えない状況で起こる場合が多いというようなお話でした。

もう一つは、その情報を交換するだけでなく、例えば子育てのことで窓口に行った方が、そこで介護の話の聞けるとかっていうふうなのを考えると、ワンストップの機能は難しいんでしょうけれども、例えばちょこっと知っててくださればいいわけです。その窓口の方が。なので、例えば今この部署ではこんな事業がある、こういうサービスがあるというような、現場レベルの勉強会みたいなものがあったらどうかと思うんですけども、今の時点ではそういう勉強会みたいな場は持たれているんでしょうか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

今現在は、それぞれの、子育ては子育て、障がいは障がい、介護は介護の中で勉強会はしておりますが、その部門を横断したところの勉強会というのはやってない状態でございます。今、ご提言いただきましたので、今後はその辺も考えて勉強会していきたいと考えております。

以上でございます。

○11番（小山田邦弘君） これが一つ目の課題だったんです。これは、行政内部の問題です。

もう一つあるのが、私は言葉の問題かなというふうに思っています。これ、小泉さんからだと思っておりますけれども、すごく言葉が上手で、言葉が先に走って政策が後から付いてくるようなところがあって、今回も、これの中でもよく使われているし、いろんな本を読んでも出てくるんですけれども、このワークライフバランスっていうやつです。これものすごく多いです、使われている言葉として。仕事と生活の調和を図るとのことなんですけれども、この言葉だけを信じるから介護の部分が抜けちゃうわけなんで、もしこういう言葉でいくのであれば、もう既に言ってるところもありますけれども、ちゃんとワークライフケアバランス、それぐらいケアっていうのが生活、あるいは人生の中で使う時間、それから労力、お金、ふえているということだろうと思います。

ぜひ、それを踏まえた、その3つのバランスをどうとるかっていうのを踏まえて、政策に落とし込んでいくというふうになれば、変わってくると思います。今は、ものすごく仕事か普通の暮らしなのかというふうにはっきりしすぎてて、でもやんなきゃいけないケアっていうのが抜けているんだろうなっていうふうに思います。市長、このあたりどのようにお考えでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 一つの理念としての捉え方だというふうに思います。確かにそうかなと、今はじめて提言いただきましたので、そういうこともあるかなという感じでございます。

○11番（小山田邦弘君） 最後の課題が、3つ目の課題が、私はやはり地域の問題だろうと思います。

実は、このダブルケアっていうのを、私が追いかけるようになったのは、この春なんですけど、一つのきっかけがございました。それは、友人の死でございました。女性なんですけれども。彼女は30代半ばから、ご両親のケアをしてまいりました。仕事を辞めて、まずお母様を看取り、お父様を看取り、十数年1人で診てまいりました。お父様が昨年亡くなられて1人になりまして、自ら命を絶ったということがございます。その間に、友達は返って声を掛けたら迷惑じゃないかなというのがあり、なかなか触れ合う時間が取れなかった。じゃあ地域は何ができたんだろうと。よく、地域が地域がって



言いますけれども、できなかったのかなというふうに残念に思いました。

私は、この町から、もうそういう私の友達みたいな人をつくりたくないなというふうに思い、これを今回、テーマで追いかけてみようというふうに思った、その一つのきっかけでございました。これは、彼女の場合には、2つの介護ですから、ある意味ダブルケアなんですけれども、本当に家から出ない生活になっていたようです。そういうのを、よく地域で何とかカバーしようというふうにするわけですけれども、市長、今、コミュニティの話、しきりに言われて、本当にコミュニティがもう切り札だみたいなぐらい大事なものだろうと私も思います。

ぜひ、市長、このコミュニティの中でこれからいろんなものを詰めていくときに、ケアする人たちをサポートする体制をこのコミュニティの中できちんと考えてほしいということ、市長発のメッセージで送っていただきたいなというふうに思うわけですけれども、いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） いろいろと課題を抱えておられるわけですが、その中で大切なことは、1人で考え込まないということ。どの問題をするにしても、やはり相談をする、また相談できる体制、それはご近所の方でもいいし、民生委員、児童委員さんでもいいし、行政でもいいし、とにかくそのことが大切であって、責任感の強い人ほど迷惑を掛けてはいけないということで、ご相談がないという。それが、極限にいろいろな事件に結びつくということがあろうと思いますので、ある程度、震災などでも言われておることですが、やはり隣近所、ここをやはり大切にする、かねてから。ですから、余計なお世話であっても、しばらく連絡が取れないときは、何か手に入ったから食べんねとか言って声をかけるとか、そういうことのことが大切であらうということを感じるところでございます。

○11番（小山田邦弘君） 今回も、るるいろんなことを申しましたけれども、私、ダブルケアっていうものを、例えばこの市の計画の中で使ってほしいとかっていう、そういうことではなくて、今、申し上げたような3つの課題を考えていただければ、何らかの形でダブルケアというのは救われるだろうというふうに思います。ですから、できるところからで結構でございます。それこそ、ホームページを修正するとかそういうところからでも結構でございます。何らか、手を打っていただければ、ありがたいなというふうに思います。

今回、非常に定義のないものを追いかけるにあたりまして、ヒントをくださいました。本当にプライバシーに私、触れるようなことをしてしまったかもしれませんが、そういったところでいろんな教をいただいたダブルケアと言われる方々に、まず感謝を申し上げます。それから、残念ながら逝ってしまいましたけれども、私にこういう気づきをくれた友人に感謝をして、私の一般質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、小山田邦弘議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

(午後2時09分休憩)

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時18分開議)

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

7番、神村次郎議員の発言を許します。

○7番（神村次郎君） 登壇

皆さん、お疲れさまでございます。今日は傍聴においでいただきましてありがとうございます。私は、一般質問の前に2点ほど触れてみたいことがあります。今国会で、労働者派遣法が衆議院を通過しました。この法案では雇用を安定措置として、派遣先企業に派遣で働く人を直接社員として雇用するよう依頼することを派遣会社に義務づけるなどの内容となっていますが、直接雇用するようになるのはごく一部ではないかと考えます。逆に正社員を派遣社員におきかえる動きが加速するのではないのでしょうか。同一労働、同一賃金も同時に提案をされましたが、修正され、骨抜きの内容で看板にはほど遠いものでパフォーマンスの色濃いものとなっています。

労働法制は、働く人を保護するために設けられたルールです。労働者保護ルールの規制緩和で雇用の安定にはつながりません。人口減少や高齢化で疲弊する地域の活性化に寄与する施策として地方創生が全国の自治体で取り組まれています。非正規労働者が全労働者の4割に近づく中で、今まさに取り組まなければならない課題は、地方創生と同等に安心して働ける労働環境の改善ではないでしょうか。そのことが、地域が元気になり地方創生につながっていくものと信じています。

あと1つは、安全保障法案の問題であります。あす6月23日は沖縄慰霊の日です。国会では安全保障法案が議論をされています。これを下剋上の議論だという方もおられます。下位の法律が法律で上位の憲法を変える動きのことを言っているようです。政府は法案の必要性を安全保障の環境が変わったと言っていますが、これまでも周辺諸国との緊張関係は武力に頼らない平和外交によって乗り越えてきました。この法案によって一体誰の平和が誰の安全が担保されるのでしょうか。

まずもって戦地に派遣をされる自衛隊員が攻撃の対象になりかねません。そのことで、日本そのものの立場が問われることとなります。平和外交手段の追求より軍事的手段を優先するという転換こそが、危険な事態をもたらすことになるはずですが、子どもや孫の世代そしてほかならぬ私たち自身の平和な未来のために、戦後70年のこの国の足取りをもう1回振り返ってみようではありませんか。

それでは、さきに通告をしていました2点について質問をいたします。

項目1、国民健康保険事業の運営について。

医療保険制度改革関連法が5月27日成立し、国民健康保険事業の市町村から都道府県への運営移行が決まりました。国保会計は年金暮らしの高齢者や非正規労働者がふえ加入者の7割を占めると言われます。多くの国保保険者が赤字財政に苦しむ中、大改革が進められようとしています。超高齢社会の中で、受診控えを懸念する声も上がっています。

本市の平成25年度の特健診データから2人に1人は糖尿病の発症リスクがあるとの結果が出ています。現在、保健指導などの状況はどうなっているか。また、対応の強化が求められますが、課題は何でしょうか。

要旨2、特定保健指導の実施率は21年度から34.1%、22年度17.2%、23年度26.2%、24年度19.5%、25年度20.6%と年度でばらつきがありますが、理由は何でしょうか。

要旨3、収納率向上に向け、担当課を中心に全力を挙げての取り組みは評価するところですが、県内市町村の対比では、収納率は中位以下にあります。県内他市町村との収納率向上の対策で取り組みの違いは何があるのでしょうか。本市での課題は何か。

要旨4、今後も医療技術の高度化や被保険者の高齢化に伴い、医療費の増加傾向は続くと予測され、これに団塊世代の疾病リスクも高くなることで医療費の増加率は高くなることが懸念されています。そこで市民、市、医療関係者、事業者、自治会などと役割責務を明らかにし、社会全体で健康づくりに取り組む「健康づくり推進条例」を制定し、市の財政負担の軽減は図れないでしょうか。

要旨5、住民参加型スポーツイベント・チャレンジデー2015が5月27日実施され、全国130カ所の自治体で277万1,720人が参加をしました。スポーツの習慣化や住民の健康づくり、地域の活性化を目的に、15分以上ラジオ体操やウォーキングなど何らかのスポーツをした住民参加率を競うものがあります。本市で健康維持・増進の面から取り組んでみてはどうでしょうか。

要旨6、今回の改革で保険診療と自由診療を併用する「患者申し出療養」が創設されましたが、自費診療部分の費用を負担できる人にはよいですが、低所得者には不利にならないか。

要旨7、事業が県に移管して保険料は市町村ごとに違うことになるのか。納付率の向上や医療費抑制に努めれば保険料を下げる仕組みとすることなど、成果主義が導入されるのか。このことは「受診控え」が進み制度改革にはつながらないと思います。社会保障としての機能を失うことにならないのか、見解を問います。政府に再考を要請する考えはないかお伺いします。

要旨8、事業への国庫負担は上乘せされるのでしょうか。現在国が32%、県が9%となっています。現状のままであるとすれば、国の負担割増額を要請すべきではないでしょうか。

要旨9、30年度から県に運営を移管し、規模を大きくして財政基盤を安定させることが最大の目的ですが、移管のメリット、デメリットをお伺いします。

要旨10、本市の事業について財政面で、さきの3月議会で「28年度以降の財政計画については、27年度中に被保険者の負担のあり方や、一般会計の法定外繰入れのあり方を含め検討が必要」と答えています。保険料の負担も現在が限界と考えていますが、保険者としてどのように考えているのか。また国保運営審議会だけの議論では不足するのではないかと。もっと幅広く意見を聞く必要があるのではないのでしょうか。

項目2、業務委託契約についてであります。

著しい低価格の入札の防止、現場で働く労働者の労働意欲を高め、受注者の経営の安定、安全で良質な事業の確保のため、これまでも発注者として努力をされているところではありますが、業務委託に最低制限価格を導入できないかお伺いします。

私の質問の中で、質問の相手先を全部市長にしておりますが、教育委員会にもお願いしたいと思えます。あとの質問は一般質問席から行います。

## ○市長（笹山義弘君） 登壇

神村議員のご質問にお答えします。

1問目の国民健康保険事業の運営についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

平成25年度の特健診の受診者に占める内臓脂肪症候群該当者及び予備軍の割合は、男性で45.9%、女性で18.4%となっており、男性ではおよそ2人に1人、女性ではおよそ5人に1人の割合となっております。このため、特健診の受診結果に基づき、特健指導を行っており、前年度から平成25年度に改善が見られた方の割合は27.7%となっております。

また、特健指導の実施率が年度によってばらつきがあることに特別な理由は見あたりませんが、

実施率が全国平均、県平均を下回っていることが課題でありました。市におきましては昨年度から初回面談を確実に実施するため、個別に結果報告を行う「健康アップ相談会」を開催し、健診結果を直接お返しするなど実施率向上に向けた新たな取り組みを行っており、その成果を期待しているところであります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

国民健康保険税は歳入の根幹をなす重要な財源であることから、収納率向上対策に積極的に取り組んでおります。平成25年度の収納率は71.1%で、前年度を0.8ポイント上回っており、年々改善されつつあります。収納率向上対策としましては、納期内納付の督促、納税協議、滞納整理などを実施しており、県内市町村と大きな違いはないと考えております。

なお、平成24年度までは現年度収納は税務課が過年度収納は収納管理課がそれぞれ所管しておりましたが、25年度からは現年度、過年度ともに収納管理課に所管させ、現年度についても悪質な事案については滞納処分等を実施することにいたしました。

また県内各市においても、収納率向上対策に取り組んでおられますが、国保世帯数が1万世帯以上の市におきましては、人口の多い順に収納率が比較的伸び悩む傾向にあり、いわゆる都市型の国保税滞納の特徴、課題があると考えております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

被保険者の高齢化や医療技術の進歩といったいわゆる自然増によって、医療費は増加傾向にあります。これは本市に限ったことではなく全国的な傾向であり、各自治体においても課題となっております。このようなことから、県内においても日置市、西之表市において「健康づくり推進条例」が制定され、市全体の協働による健康づくりに取り組んでいるようであります。市といたしましては、市民の健康づくりの推進に向けて、先進事例等を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

5点目のご質問についてお答えいたします。

チャレンジデーは、毎年5月の最終水曜日に世界中で実施されている住民参加型のスポーツイベントであり、この日には人口規模がほぼ同じ自治体同士が運動やスポーツをした住民の「参加率」を競い合う日となっております。

本年5月に実施されたチャレンジデーには、本県からも5市2町が参加しているようであります。市といたしましては、市民の健康づくりやスポーツ振興のきっかけづくりとして、今後実施状況や実施成果などを確認しながら検討してまいりたいと考えております。

6点目のご質問についてお答えいたします。

今回の医療保険制度改革には国内未承認の医薬品等を迅速に保険外併用療養として使用したいという患者の思いに応えるため、患者からの申し出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組みとして、患者申し出療養の創設が盛り込まれたところであります。

これは患者からのニーズに応えるための創設であり、困難な病気と闘う患者からの申し出により、国内未承認医薬品等の使用などを迅速に保険外併用療養として使用できる仕組みとすることで、患者の治療の選択肢を拡大するとともに、安全性や有効性が確立すれば、保険適用されるものであると認識しております。

7点目のご質問についてお答えいたします。

今回の医療保険改革法は国保への財政支援の拡充や、国保の運営を都道府県に移管することなどが柱となっております。これまでに示された資料によりますと、都道府県は国保の医療給付費等の見込

みを立て、それをもとに市町村ごとに納付金を決定し、さらに保険料水準の平準化を進めるため、市町村ごとに標準保険料率を示すことになるようであります。

また市町村は納付金を納めるため、標準保険料率などを参考に保険料率を決定し、被保険者に賦課、徴収することになるようであります。なお、平成30年度からは医療費適正化に取り組む保険者を支援する、「保険者努力支援制度」がスタートする見込みであります。

厚生労働省は、国民健康保険法等の一部改正法が成立したことを受け、近く「国保基盤強化協議会」を再開させ、細部を具体化する議論に入ることとしておりますが、今回の改正で医療機関への受診抑制につながるような設定をしていくことが重要であるとしております。既に改正法案及び附帯決議が可決、成立していることなどから、国に再考を要請する考えはありませんが、詳細につきましては、これから示されることとなりますので、今後とも注視してまいりたいと考えております。

8点目のご質問についてお答えいたします。

これまでに示された資料によりますと、療養給付費等負担金の国庫負担率の上乗せ等については改正法には含まれていないようであります。なお、持続可能な医療保険制度を構築するため、今回の改革に都道府県と市町村の役割分担見直しの前提として3,400億円の公費を新たに投入して、国保の財政安定化を図ることが含まれておりますので、財政安定化につながることを期待しております。

9点目のご質問についてお答えいたします。

今回の改革の効果としましては、一般論として財政運営が市町村から都道府県に拡大することにより財政基盤の強化が図られ、高額医療費の発生など多様なリスクの回避が図られること、また地域医療構想を含む医療計画を策定、実施する都道府県が国保の財政運営に責任を有することにより、良質な医療の効率的な提供に資することができること、さらに都道府県が統一的な運営方針を示すことなどにより市町村の事務遂行の効率化、コスト削減が図られることなどが上げられます。あわせて財政支援の大幅な拡充により、国保の財政基盤の強化、実質赤字の解消、保険料の伸び幅の抑制が期待されております。

今回の改革に患者申し出療養の創設が盛り込まれたことで、いわゆる混合診療の全面解禁につながるのではないかと、あるいは都道府県への移管により、保険料の引き上げにつながりかねないなどの懸念があることは承知しております。

いずれにしましても、国におきましては法改正とあわせて保険料負担については引き続き議論すること、財政支援の評価、検証を行うことなど附帯決議に盛り込まれていることから、補完すべき事項があれば対処されるものと考えております。

10点目のご質問についてお答えいたします。

国保財政は増崇する医療費に加え後期高齢者支援金、介護納付金といった義務的経費の増加により、楽観できる状況ではありません。このため、平成28年度以降の財政運営につきましては、本年度中に26年度の決算状況を踏まえ、一般会計からの法定外繰入れや、被保険者の負担のあり方について検討することとしております。

なお検討にあたりましては、今回の改革に含まれております財政安定化に向けた国の支援の動向や、平成30年度からの国保の広域化も視野に入れた検討が必要と考えております。また、被保険者負担のあり方については、影響が大きく関心度の高い重要な事項でありますので、特に慎重な検討や議論が必要であると認識しております。

国保運営協議会は、法に定められた国保の運営に関し、必要な意見の交換や調査、審議、さらに市

町村町への意見の具申等を行うために設けられた機関であります。今のところ同協議会以外に意見をお聞きする計画はありませんが、市民の皆様方から寄せられる意見、提言等についても反映できるように配慮したいと考えております。

次に、2問目の業務委託契約についてのご質問にお答えいたします。

県を初め、県内の各市町村の動向を調査、研究しながら、平成26年4月1日から試行的に最低制限価格を設けて入札を実施しております。その内容としましては、建設工事に直接かかる業務委託や技術的なノウハウを必要とする業務委託、またシルバー人材センターなど1社との契約以外を対象としています。

以上で答弁を終わります。

○7番（神村次郎君）　たくさん質問しましたんで、時間が長くなるようですが、回答ありました1点、2点、3点目までは、それぞれ担当の課で努力をされてること評価をしています。今後も市民の健康の管理そして徴収も含めて努力をいただきたいと思います。

4点目から再質問に入っていきますが、健康づくり推進条例、日置市がつくっています。話を聞きに行ってみましたが、推進条例をつくる動機といますか、そういった経過などを聞いてみましたが、あそこは市民1人当たりの医療費が県内でも上位だったんです。県内3位、平成19年で県内3位という状況です。それから国保の財政が4億円ぐらい財源不足をした。23年に税率改正をしています。特定健診の受診率が県内でもやっぱ悪かったと。最下位に近い状態だったんですかね。それから特定健診の受診率が悪ければペナルティーがある、そういう話私も聞きましたが、そういうこともあって、どうにかこの日置市の健康づくりについてはもうちょっとやっぱ力を入れたいかんいうことはあったみたいです。

この条例つくるには市民からの提案だったみたいで、議会も動いて条例づくりになったということでした。話の中で上位法には健康増進法がありますが、中身が柔らか過ぎてもっと医療費軽減に踏み込んだ内容が必要ではないかと、課題解決には実行性のある条例制定が必要ではないかといった議論がされたようです。市と市民と関係機関が一体となって健康づくりを進めようということになったようであります。

日置市で取り組んできたことが、医療費の分析をされてます。相当難儀をしたそうですが、医者の方にもお願いをしながらレセプトを5年かけて、プライバシーの問題もありますけれども、そこら辺も大変難儀をされたみたいです。調査をされて、個別のものをつくられたんじゃないですか。そういう努力をされています。それから先進地が結構ありまして、熊本の山鹿市を参考にされたみたいです。平成22、24年度で取り組まれたものが、特定健診のこの未受診者へ受診勧奨を、受診をしてほしい、そういうことをお願いに回ったと。特別だなと思いましたが、市長が相当この国保問題についてはやっぱ相当力を入れなさいかんいうことがあったみたいで、市役所の全職員をお願いしたと。保健推進委員、自治会長、などチームを組んで未受診者のところを回った。そういうことがされているようです。相当難儀をされていますが、結果としては県内市町村で1人当たりの医療費ランキングが下がっていったんです。大きな下がり方じゃないですが、平成19年度で3位だったんですけども、平成23年で8位に下がっています。もちろん医療費のこの数字は上がっています。医療が高度化してるんですね。ランキングは下がってる。これ一定の相当難儀をされた成果が出たというふうに言われておりました。

増進法があってそれで進めていきゃあいいんだけど、条例があることで取り組む意志が違う、そういうことを言われておりました。それから保健師の方が大変力を入れておられまして、ここはたしか19人おられるんですか。始良市は同じぐらいですかね。あそこは5万5,000の人口で19人ですから結構多いなと思うことでした。

特定健診の受診率が、平成21年で20.2、22年で27.4、23年で29.4、24年で61.5、25年で66.6、26年度が、数字がまだ少し出ていないちゅう感じでした64.7、相当な上がり方です。これやっぱり全職員を含めて取り組んだという成果が出ているんだらうと思うことです。

それから、この日置市がこの取り組んだ条例化をしたときに、始良市の人は、私当時地方紙の世論欄に日置市の健康づくり条例に期待をしますと、始良の人が世論に書いてるんで、当時私写真、興味があってコピーしましたけれども、日置市のように市健康づくり推進条例を提案し、市民がこぞって適切な生活習慣の確立や健診の積極的な受診に努めれば、何よりも大切な予防につながり医療費の削減につながるのではないかと、そういうことが書かれていました。あとこの幾つかいいことが書いてあるんですが、そういう状況で、結果としては少ない結果ですが難儀した成果が出ているとそういう状況です。

私たちのまちもやっぱり条例をつくれればいいかちゅうとそういうわけでもないと思うんです。過程が私は大事と思うんです。そういう取り組みをされてますが、ぜひ検討をしてほしいなと思うところです。再度回答願います。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

今、議員ご質問のとおり、条例を制定して市と市民、医療関係者、事業者、自治会などの役割を定めて、それぞれが健康づくりの意識をもって健康づくりを推進するというは大変意義があることだと思います。

市長の回答、答弁にもありましたように、今後検討していくところではございますが、まず本年度は健康増進計画を策定する予定としておりますので、まずは担当のほうといたしましては、そちらに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（神村次郎君） 健康増進計画をつくって進めると、進めていくということですが、ぜひ日置市のこういった過程が大事だと思うんで、そういった黒木さんと同級生でした課長だったみたいで、その人からいろいろ聞いたんですが、そういう状況を把握しながら、ぜひ医療費の削減に努力してほしいなと思います。

それから5番目のスポーツイベント・チャレンジデーですが、これは霧島市で話を聞いてきました。あそこは体育保健課ですか、保健体育課ですか、そこで取り組みをされたようです。課として基本的な考え方を聞いてみましたが、体育保健課が中心になるのは、やっぱり体協とかスポーツをしている人が中心である。だけど、やっぱりかねて運動をしていない底辺スポーツの拡大というのはやっぱり大事だということで、このチャレンジデーにぜひ取り組んでみたいということでした。体協の関係が主に多いんだけどそういう話をされてました。

それから公民館のレクリエーションや体育の行事もたくさん、それぞれ計画をされてるんですが、参加をする人は選ばれた人やと。まさにそんな私たちの思うことでしたが、公民館の行事に体育の関

係で出るのは、やっぱり選ばれた人が多いなと思うことでした。それ以外の人たちにやっぱり対することは、呼びかけは大事だなと言われておりました。

それと体育保健課ですが、健康増進と国保事業に対する思いもありました。それと市民がこの15分間のスポーツに出ることで、かねて運動していない人たちが運動習慣のきっかけになればいい、そういうことを考えながら取り組まれたようです。

それと、あとこの特に年代ごとでいうと20歳から59歳は、これなかなか運動していないそうです。60歳以上はよく運動するんだと、私の周辺ではそういうことですが、私自身にももうどうかなと思うことでしたが、この運動するちょこっとした運動するきっかけといいますか、そういった面で少し市が市のほうから出された満足度、市民のこの満足度調査を見てみました。これを見ると、お手元に資料があるかないかわかりませんが、年齢別で見ると30歳から39歳、20歳から29歳、かねて運動するか、50%はしていないんです。30歳から39歳、60%の人がしていない、それから40歳から49歳、60%の人がしていない、それから50歳から59歳、50%の人がしていない、それからあと60を超えると相当多いです、もう運動してるのは70%ぐらいの人たちが運動している。要するにこの運動するきっかけを捉えて、全然運動をしない、私もですが、こういったところ辺の健康増進をやっば進めるのが大事だなと思うことでした。

健康増進課で今申し上げたのは満足度調査を含めた結果ですが、福祉部と教育委員会のこの体育保健課とこういった健康増進の面での横の連携というのがあるんですか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

実際的に例えば高齢者の場合で申し上げますと、いろいろ健康教室そのあたりで各保健体育課の各種団体の方々の協力をいただいて、健康増進に取り組んでるという事例がございます。

以上でございます。

○7番（神村次郎君） この健康増進計画の策定委員の委員長は副市長になってるんですかね。審議会もありますけども、策定委員会の中でそういった横の連携とか、そういったことについての議論というのはどのようなことをされてるんですか。

○副市長（大橋近義君） 今議員のお話を聞きながら思ったんですが、まだそういったところまでを想定した議論には至っておりませんが、今後おおいに検討してまいりたいと思います。

○7番（神村次郎君） ぜひこれはある財団がしてるんです、チャレンジデーちゅうのは。県内でも7市町ですか、取り組みをされていますが、日置市と姉妹町となっているんですが、日置市5万5,000人ですが、うちが7万ですか、人口の差はありますけども、日置市、この姉妹都市の間でこういったチャレンジデーっていうんですか、こういった取り組みができないのか。市長どうですか。

○市長（笹山義弘君） チャレンジデーのことにつきましては、情報交換をする中で前田市長から、これはよかあいやっど、と、ぜひしなさいよと勧めはいただいとるところでございます、それは霧島市も2回目のチャレンジというふうに聞いてますが、1回目は見事に負けて、そのことが残念だったということで、どうしても今度は勝たないかんというて2回目をやって、このことは運動を取り組む



きっかけになるからいいですよと進められておりますので、検討していきたいというふうに思います。

○7番（神村次郎君） 都市間で特に私たちは九州ですが、遠いところ、東北とか関東とかそういったところと対戦するみたいですが、都市間の交流が始まる、そういうこともあるみたいですので、ぜひ少なくとも県内で日置とも姉妹都市になってるんで、そういったことも話をしてみたらどうかと思います。

それでは、健康増進計画について少し話を聞いてみたいと思いますが、運動習慣をつくるきっかけをつくらないかんということで、増進計画には書いてありますが、この増進計画26年で終わりなんです。成果はどのように評価されたのか。27年度以降の基本的な重点施策、そういうものをお聞かせください。

○保健福祉部次長兼健康増進課長（福山恵子君） お答えします。

第1次の健康増進計画のほうは一応平成24年度から26年度までということで実施してきました、今年度ちょうど今6月から7月にかけて、市民のほうへアンケートを行いまして、これまで取り組みました結果につきましのいろんな数字が出てくるものと考えておりますので、そちらのほうで評価もしますし、あと健康づくりの検討委員会っていうのが4つありましたので、そちらのほうに市民の代表の方出ただいていただきましたので、取り組みましたいろんな内容につきましの評価もしていきたいと思っております。

第2次の計画を今年度策定していくことになりましたけれども、この中でも第1次の計画のほうにありましたところの大きな柱のところは変わらないんですけども、1つ1つの中身のところ、領域的なところ、あるいはそれぞれの年代に応じた健康課題っていうのが、やはりこの数年の中でいろんな社会情勢の変化にも伴いまして変わってきておりますので、そこを考えながら計画の中にきちっと組み入れていきたいと考えております。

○7番（神村次郎君） ぜひ実効性のある計画をつくっていただきたいと思います。

私すごく数値目標は上げてあって、すごくいいですよ、見やすいし。ぜひやっぱ健康増進の柱にしていきたいなと思っているところです。

それから、あと続きまして質問をしました6点目についてですが、新しい制度が変わる問題についてであります。患者申し出療養についてです。

日本の国民健康保険、国民の皆保険制度は、誰もが公的保険に加入して一定の自己負担のみで安全性や有効性が確認された必要な医療が受けられる制度であります。

この皆保険制度の平等性です、それから安全性こそがこの皆保険制度の重要な柱だと、ここは大切にされるべきだと思います。そこの辺どう考えるのか、また医療格差が生じるのではないかと、そういうふうに考えますがどうですか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

今おっしゃるように国民皆保険といいますか、皆保険ということで大事な制度であるというふうに考えております。その中でこのいわゆる混合診療でございますが、健康保険法の中においては保険診療と保険外診療を併用して治療を行う場合には、一定の場合または患者の自由な選択にかかわる費用

を除いて、保険診療分も含めて全て自己負担となるという形で定められているということで、この混合診療につきましては解禁いたしますと、保険給付範囲が縮小し、低所得者が必要な医療を受けられなくなるのではないかと懸念もあるようでございます。

安全性や有効性を個別に確認した上で、保険診療との併用を認めているものであり、一定のルールの下で患者のニーズに対応する仕組みとなっているものと考えております。

以上でございます。

○7番（神村次郎君） 患者申し出、要するに混合診療のことですが、これ今あんまりTPPの問題では議論はされませんが、TPPの中で現在その混合診療を米国はそこら辺を狙ってるみたいです。今どういう動きになってるのかさっぱりわかりませんが、皆保険制度の大事なところは貫かないといけないと思うところです。どこまでが保険診療になるかっていうのはちょっと不明なところもあるんじゃないですか。そういったところもぜひ、注視をしながら見ていただきたいなと思います。

7点目のところですが、保険料のこの平準化です。平準化は望ましいと思いますが、現在市町村間で医療費の水準や所得水準は異なっていますが、保険料水準にも差があります。県内で一律の算定方式とすると、市町村によって保険料は増加をすることになるんじゃないかとそういう心配してまますがどうですか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

今回の制度改正によりまして、今私どもが聞いている範囲内で申し上げますと、県のほうに保険者として移っていくと、市町村のほうは保険料の徴収そのあたりをするというふうに今度の制度改革なっておりますが、細かい部分につきましては、今後国保基盤強化協議会などで協議を重ねて示されるというふうに思っておりますので、今その辺を注視してるという状況でございます。

○7番（神村次郎君） 非常に制度が変わるんで、非常に心配してまますが、私たちも恩恵にあずかってるわけで、やっぱり私たちの支払いは限界だと思うんです。皆保険制度というものの、もっとやっぱり国が制度的に考えるべきだと思っています。

それから8点目のところ再質問してみますが、財政安定化につながることをやっぱり期待をしていますということでお答えですが、毎年3,400億円のこの財政支援を行うということですが、国保の保険料の全国の総額は約3兆円の1割を超える額になるそうです。これは保険者1人当たり約1万円に相当するんだそうです。その規模だと言われています。この3,400億円は赤字補填のための一般会計からの法定外繰入れの回収に向かうことは期待をされますけど、加入者の年齢構成が高く医療費の、医療の水準が高い、それから低所得の加入者が多い、要するに構造的な問題が国保の問題がこの3,400億円で構造的な問題が解消することにならないと思いますが、その辺はどうなんですか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、法定外繰入れその辺を含めての部分に資するという形になると思いますが、どうしても少子高齢化、先ほどもありましたが、高齢者リスクの高い方がふえてくると医療費も上がってくるということで、今のところ国のほうでは安定していくんだよというふうに示されておりますけど、将来的には少子高齢化、そのあたりも考えて対応していただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○7番（神村次郎君） それから一般会計からの繰入れを今していますが、この一般会計からの繰入れもできなくなるんじゃないですか。そこら辺どうでしょう。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

申しわけありません、その部分についてはちょっと認識不足でございます。

以上でございます。

○7番（神村次郎君） 心配なんですよ、もちろん私たちも心配ですが、財政当局はなお心配だと思われていますが、そういう心配を私は私たちはしています。それから地方単独事業で乳幼児医療費の助成をしていますよね。この制度はこのままどんどんされますか。ペナルティーがある、相当この地域の支援が多くなると国保の負担が、国保負担金が減る、ペナルティーがあるとかそういう話を聞いたことがあるんですが、これは全く関係ないですか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

乳幼児医療の部分についても、ちょっと情報を仕入れていないところでございます。

○7番（神村次郎君） 幾つか聞きましたけども、国保、県事業に変わる説明会とかそういったものはいつごろあるんですか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） その件につきましては、担当課長のほうでご説明いたします。

○保健福祉部保険年金課長（松林洋一君） 保険年金課の松林と申します。お答えいたします。

平成30年度までの期間に順次行われるということになりますが、近くは7月半ばにブロック別の研修会が予定されてるところでございます。

以上です。

○7番（神村次郎君） 多分30年って言ってますけども、そんなに時間はないと思うんですよ。そんな意味では一般会計のこの財政にも、それから税率改正にも大きく影響する部分でして、いろんな情報はぜひ早目に私たちにも教えてほしいな、そして制度が変わりますんで、やっぱり市民にも一定の理解を求める説明会とかそういったこともしていかないかんと思いました。そこら辺のその市民へのアピールといいますか、そういったことどんなふうにされますか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

住民説明会といいましょうか市民への方々への説明会でございますが、今回の改正につきまして被保険者の負担増となる、いわゆる国保税率の改定、それから重要な変更がある場合には住民への説明が必要だと考えております。前回の国保税の税率の改定のときにも説明会を行っておりますので、現段階では未定でございますが国保の県の移管、それに伴いまして被保険者の方に与える影響が大きい

と判断した場合には同様に住民への説明会を開催したいと考えております。

以上でございます。

○7番（神村次郎君） 大きな制度改正でして、前の国保税の税率改正のときも、私は議会が議決をする前に説明会してほしいなと思っていたんですが、議会が議決したからって、説明会したのは議会が議決をしてからでしょ。やっぱり前段で説明して財政の状況ややっぱり市民にちゃんとわかってもらう理解してもらう、その努力は必要だと、住民説明会、そうしたら大変です。だけど、財政はこんな状況やっていうの、ぜひやっぱり説明して納得をしてもうのことが大事だと。これまでのみなさん特に土木の人たちは用地交渉にもちゃんと事前に行って話を色々やるわけです。やっぱり市民から銭を取るわけですから、やっぱりちゃんとした説明を議会が議決をする前にお願いしたいと。

それから最後になりますが、業務委託の問題です。

これは、公契約条というのが私を含めて何人か質問をされてますが、建設業で働く人たちが労働条件、それから雇用の安定そして経営の安定、そのために最低制限価格という話をしてきました。公契約条例は、今九州管内では直方がそういう状況になってます。今当局の努力で、今最低制限価格を業務委託に導入されていますが、金額と年間にどれぐらいの件数があるんでしょうか。

○総務部長（脇田満穂君） ただいまのご質問につきましては、工事監査監が答弁いたします。

○総務部工事監査監（鮫島一則君） 工事監査課の鮫島でございます。

今現在質問されました件についてでございますが、金額につきましては100万円以上の委託について実施しております。予定価格を入れております件数については、しっかり数えてはいないんですが、年間10件程度でございます。

以上でございます。

○7番（神村次郎君） 件数も少ないんですが、金額を100万円も下げるとかそういったことは試行中でしてまだ2年ぐらいしかないんで、なかなかだなと思いますが、そういうことは考えておられませんか。

○総務部工事監査監（鮫島一則君） お答えいたします。

今、ご質問のありました金額を下げるということでございますが、現在入札案件が100万円以上ということで対応しております。近隣市町村の中の最低制限価格設定を見ますと、鹿児島県を初めとして始良市入れて5市程度の最低制限価格を設けておられます。今現在始良市といたしまして、委託を発注する中でおおよそ90%ぐらいの落札率でございますので、金額等については今後検討するというところでお答えいたします。

以上でございます。

○7番（神村次郎君） わかりました。ぜひ経営する側にとっても、それから働く側にとっても最善の制度にしてほしいなと思います。

それから、鹿児島県が測量、それからコンサル担当業務について最低制限価格を設定されているよ

うですが、本市でコンサルタント業務に今のところ制度拡充していく考えはありませんか。

○総務部工事監査監(鮫島一則君) 現在のところ、先ほどご質問にお答えいたしました、27年の4月になりまして他市の動向を調査書ということで各市にアンケートを出しております。内容といたしましては、測量建設コンサルタントの業務委託につきましては、設計の内容により業者さんの手持ちの資料にかなり格差があるということで、なかなか最低制限価格を設けていらっしゃるところはございませんでした。今年度より施行しております業委託につきまして本格実施をしていきますので、その中で検証を進めながら検討を進めていきたいと思っておりますので、回答いたします。

以上でございます。

○7番(神村次郎君) たしか鹿児島県が300万円以上してるんですね。ぜひ同じ地域で入札に参加をするわけですし、そこら辺の兼ね合いもありますので、ぜひここは加治木土木じゃなくて今何ていいますかね、総合支所の土木の関係も同じ地域で同じ人が参加をするので、市に参加をする人も県に参加をする人も同じですから。そういった意味ではぜひ早急な検討、検討っていいですか実施してほしいなと思っておりますが、もう1回市長どうですか。

○市長(笹山義弘君) この件については副市長に答弁させます。

○副市長(大橋近義君) 先ほど工事監査監のほうからも答弁をいたしましたけれども、県のほうからもいろいろな指導もいただいておりますが、いろいろ市民会の中でも検討、協議させていただきたいと思っております。

○7番(神村次郎君) ケースによっては最低制限価格がないほうがいいという場合もあるみたいですが。ただ、私が提案してるのは、経営の安定のためと、それからそこで働く人たちの就労条件が落ちないように、ぜひそこがあって私は言ってるので検討いただきたいと思います。そのことが始良市の中で始良市内の中で起業活動されている、特にこの建設業関係、なかなか仕事が20年前のようにたくさん仕事ありませんし、相当市当局も苦心をして発注されてますんで、そういった意味からすると、ぜひこの測量コンサルタントにも最低制限価格を広げる、そういうことで議論していただきたいと考えております。

以上で終わります。

○議長(湯之原一郎君) これで、神村次郎議員の一般質問を終わります。

○議長(湯之原一郎君) 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は6月23日午前9時から開きます。

(午後3時18分散会)